

論文

# 名古屋の飛脚問屋 井野口屋半左衛門 —尾張徳川家御用と非御用との競合—

巻島 隆

## はじめに

江戸時代に尾張国名古屋で営業した飛脚問屋井野口屋半左衛門は、名古屋—京都—大坂—奈良を主な輸送エリアとし、享保8年（1723）から文政5年（1822）にかけて尾張徳川家の御用を「無代」（無償）で務める代わりに藩の庇護を受け、独占的に武家・町人荷物を輸送した。

飛脚研究は、長年に亘り藤村潤一郎氏によって江戸定飛脚問屋（地方の出店含め）、京都順番飛脚問屋、大坂三度飛脚問屋に関する実態解明の研究を中心に進められてきた<sup>(1)</sup>。いわば三都（江戸、京都、大坂）の各飛脚仲間を中心としたものであったと言ってもいい。だが、地域の事例研究は藤村氏が手掛けた加賀金沢、信州上田、九州小倉などがあるものの、その蓄積は全国をカバーするまでには至っていない。そこで本稿では新たに事例研究を加えるべく、既刊の翻刻史料をベースに井野口屋の輸送実態や宰領飛脚、他業者との競合、災害情報発信などについて検討する。

権力から手厚く庇護された井野口屋が、藩の認可を得ないまま町人荷物を請け負う飛脚業者によって荷物受注を奪われ（井野口屋の立場からは）、激しく競合した局面が少なからずあったことはもっと注目されている。むしろこちらの“無認可”の飛脚業者の方が町人利用の上で恐らくは日常化・常態化していたものと思われる。町人需要を満たしていたという経済的意味からも井野口屋の史料を逆手に取って競合相手に焦点を当ててみたいと考える。

史料は渡邊忠司・徳永光俊編『飛脚問屋井野口屋記録』全4巻（思文閣出版、2001～04年）を用いる。同書は大阪経済大学所蔵の「井野口屋飛脚問屋記録」全33冊の翻刻であり、管見の限りでは全国的にも数少ない貴重な飛脚関係史料群と言える。

これまで同史料を用いた先行研究は豊田敦子氏による井野口屋の宰領飛脚に焦点を当てた成果がある。豊田氏は、井野口屋の宰領が経営危機に陥った井野口屋に融資を行い、また経営に介入するなどの独特な特徴を明らかにした<sup>(2)</sup>。豊田氏は、宰領と井野口屋の関係について藤村氏の指摘する本家・別家の関係との類似性の指摘を踏まえた上で「宰領が飛脚問屋から独立していた面と、飛脚問屋に抱えられている面の両面が見受けられた」と評価する。筆者も如上の豊田氏の見解に基本的に首肯するものであるが、本番宰領（後述）が藩の御用を請け負う中で井野口屋によって人数・身元など完全な管理下にあったとする点においては、制度と実態の乖離という側面から疑念を持たざるを得ない。本論ではその辺りについても論及したい。

本稿では井野口屋の全体像（歴史、輸送圏、宰領、御用荷物）を改めて整理した上で、井野

1 藤村潤一郎氏の論稿・史料翻刻は膨大な量に上るので、ここでは割愛するが、拙著『江戸の飛脚』（教育評論社、2015年）巻末に同書刊行年までの藤村氏の成果を列記したので参照されたい。

2 豊田敦子「近世飛脚問屋における宰領」（『京都橘大学大学院研究論集 文学研究科』7、2009年）

口屋の営業に影響を与えた同業他社とも言える“非御用”の存在と競合に触れる。

## 1 井野口屋半左衛門の輸送ネットワーク

### (1) 井野口屋半左衛門

井野口屋の由緒を記す「井野口屋濫觴之事」<sup>(3)</sup>によると、先祖は豊臣秀次に仕える武家と称し、秀次自刃の後に浪人したとされる（系図参照）。姓は山田氏である。屋号の「井野口屋」は、初代半左衛門が妻子を居住させた近江国高島郡井ノ口村（現、滋賀県高島市新旭町）に由来する。

京都に在住した先祖が茶屋新四郎（尾張徳川家御用達商人）方に出入りするようになり、寛永11年（1634）、將軍徳川家光の上洛に合わせ尾張藩主徳川義直が上京した際、2代目半左衛門が同藩の御用日雇方（人足手配と荷物輸送）を務めた。半左衛門は西洞院茶屋屋敷において義直の目見得を賜わり、これを機に尾張徳川家の御用物輸送に関わるようになったという。4代目半左衛門が御用物輸送を正式に認可してくれるように藩に願い、5代目半左衛門（享保10年〈1725〉に半右衛門と改名）が享保8年11月12日付で、尾張藩京都御買物奉行の安藤嘉兵衛より名古屋一京都の御用輸送を認められた<sup>(4)</sup>。名古屋に飛脚所を開き、京都店との御用輸送を開始した。この5代目半右衛門が井野口屋の基礎を築いた。

6代目半左衛門は5代目の養子として育てられ、宝暦7年（1757）に5代目が死去すると、17歳で家督を継いだ。若かったため、業務に精通した手代善六が京都・名古屋両店を差配した<sup>(5)</sup>。宝暦8年に善六が暇を遣わされると、太助が明和9年まで店を切り盛りした。6代目半右衛門が明和2年（1765）に再び「半左衛門」と改名した<sup>(6)</sup>。6代目は養母妙専（5代目妻）と肌が合わなかったようであり、妙専は6代目を「身持不宣」ため病気として隠居させ、6代目の妹しなに簪を取って継がせようと画策している<sup>(7)</sup>。

### (2) 名古屋店

井野口屋は京都店を拠点に営業していたが、享保8年（1723）に尾張藩の上方御用輸送を正式に認可されると、名古屋本町一丁目東側中程の御革屋市左衛門扣家を借りて飛脚所を営業した<sup>(8)</sup>。これが名古屋店の始まりである。

それまでも他の飛脚問屋が上方輸送を行っていたが、藩役所では営業を停止するか、または井野口屋と相對契約して営業することについて「勝手次第」とした<sup>(9)</sup>。

享保11年に5代目半左衛門は家族と共に名古屋へ移住したが<sup>(10)</sup>、実際のところは名古屋と京都を往来して生活をしていたように思われる。

井野口屋が月10斎の飛脚を務めていたが、享保20年に伊勢屋喜兵衛（名古屋小桜町）から月

3 渡邊忠司・徳永光俊編『飛脚問屋井野口屋記録』1巻（思文閣出版、2001年）6、7、54～56頁。これ以後、『飛脚問屋井野口屋記録』は略し、巻・頁数のみ示す。

4 1巻56、57頁。

5 1巻248、249頁。

6 1巻248頁。

7 1巻259、260頁。6代目半左衛門が下女の「巻」を妾にしてから、養母妙専と実父道怡兩人との間で親子不和になった。

8 1巻84、144頁。

9 1巻57頁。

10 1巻66頁。

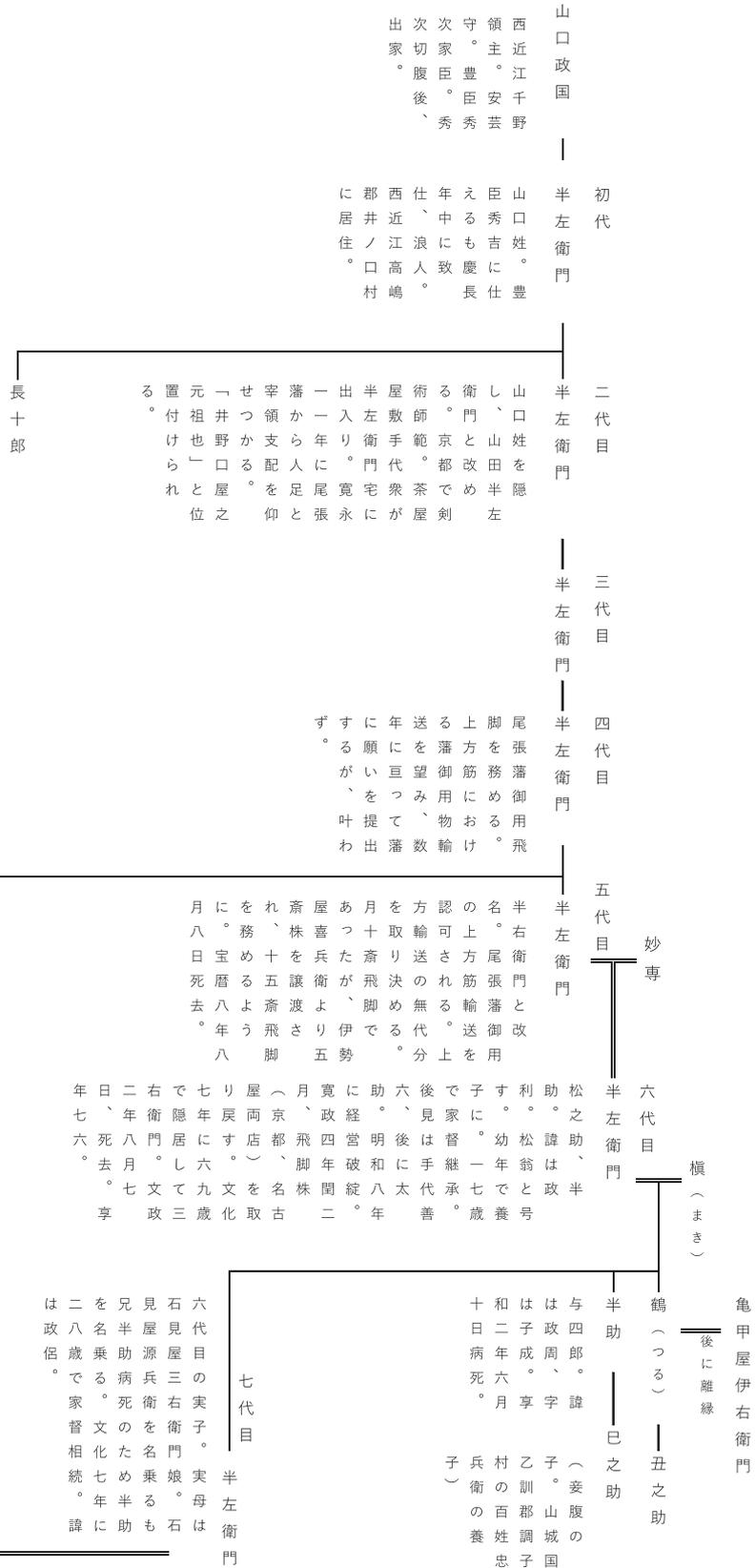
井野口屋半左衛門略系図

『飛脚問屋井野口屋記録』一巻六、四〇九、四五  
四、五五、一五六、二巻一八八、四〇〇、四  
〇三、四〇五頁を基に筆者作成。

道怡、松翁  
と号す。文  
政二年八月  
七日死去。  
享年七六。

甲治  
松之助  
(六代目半  
左衛門)  
甲治郎

ろく  
きよ  
久野  
衛門(七代目半左  
衛門の実子)



5斎の飛脚を務めたいとの願いが尾張藩に提出され、これが許可された。ところが、延享元年(1744)8月、井野口屋は伊勢屋喜兵衛から1カ月のうち5日の差し立てを担う「五斎株」の権利を永代譲渡された<sup>(11)</sup>。

伊勢屋経営不振の原因は銭相場下落と受注荷物の減少とされる。だが、受注荷物は井野口屋に競り取られていた。伊勢屋は月5斎から月10斎に増便したい旨を藩に上申したが、認可されなかった。このため伊勢屋は密かに増便したが、これが藩に発覚したため、月5斎に戻したというが、経営破綻に至った<sup>(12)</sup>。これまで「十斎株」を所持した井野口屋は伊勢屋の没落で1カ月15斎の飛脚差立を一手に担った<sup>(13)</sup>。

その間、店舗は元文3年(1738)10月11日付で、名古屋本町一丁目東側中程地内で喜兵衛から家屋敷を買い取って新たに名古屋店とした。この家屋敷は表間口4間(7・2メートル)、裏行15間(27メートル)と伝わる。

明和8年(1771)9月、「井野口屋半左衛門勝手不如意ニ付相続成かたく」という経営破綻の状況に陥り、伏見屋九郎治が10カ年限りで井野口屋から飛脚株を引き受け、代わって屋号そのままに井野口屋を経営し、借財の肩代わり、旧経営者への生活費支給、藩御用継続を取り決めた一札を名古屋の茶屋御役所に提出した<sup>(14)</sup>。

寛政4年(1792)、山田氏は関係者と宰領から融資を得て飛脚株を取り戻した。名古屋店は文化4年(1807)に長者町二丁目(文化3年買い取りの家屋敷)へ移転した<sup>(15)</sup>。

### (3) 京都店

京都店所在地は京都西洞院六角下ル町東側である<sup>(16)</sup>。尾張藩御用を認可された享保8年まで井野口屋は京都店に営業と生活の拠点を置いていたが、名古屋へ移住した。享保11年に経営者と家族が名古屋店へ移住した。6代目半左衛門は明和2年(1765)には名古屋店に居住したが<sup>(17)</sup>、明和6年以降は家族と共に京都店に居住した<sup>(18)</sup>。「両店」と併称される京都店と名古屋店を往来し、基本的に京都店を生活拠点としたものと思われる。

その間に店舗の所在地も変わり、宝暦5年(1755)、新町通蛸薬師下ル町に移転した<sup>(19)</sup>。安永2年(1773)6月3日、新町通り四条下ル南四条町茶屋嘉右衛門借家から烏丸三条上ル東側中程袋屋作兵衛借家へ転宅した。

京都店は尾張藩御用達商人の茶屋と尾張藩京都屋敷(錦小路御役所と称される。錦小路通新町東江入ル町)との関係が密接である。井野口屋は延着の断りや災害報知などを京都屋敷へ頻繁に届けた。延享2年(1745)の段階で京都屋敷留守居は平野弥三右衛門と小島又六の両人が

11 1巻22、23頁。

12 1巻23、24、81頁。

13 永代譲渡後も井野口屋は伊勢屋に対し、五斎株料金として年3両2分を支払っていたが、伊勢屋の頼みを聞き入れて宝暦7年(1757)2月から年4両に引き上げた。後に伊勢屋喜兵衛は井野口屋に奉公し、天明元年(1781)から「間番」(井野口屋の定日の合間の発送)を務めている。

14 1巻190、191頁。

15 2巻265頁。

16 1巻59、60頁。

17 1巻249頁。明和2年に井野口屋半左衛門は「京都店之儀者番頭引請、其外手代共打寄取扱仕、私儀も折節罷登暫宛逗留仕諸事指図仕事候得者職分手薄儀も無御座候」と福井藤左衛門宛てに述べている。

18 1巻261頁に、明和6年に半左衛門と実父道怡との親子不和を示す史料「半左衛門病気養生御引戻之事」が記載されるが、京都居宅での出来事である。1巻190頁には明和8年に「当盆前半左衛門名古屋江罷越」とあり、京都に居住したことがわかる。

19 1巻144頁。

務め、御用達商人は西洞院坊薬師角の茶屋新四郎と確認できる<sup>(20)</sup>。

#### (4) 大坂店

大坂店は、井野口屋が尾張藩御用を務めた享保8年（1723）に石川屋嘉兵衛が本町橋東詰で営業を開始した。石川屋は井野口屋山田氏の血族ではないと推測される。あくまでも契約関係であろう。大坂店は「井野口屋」屋号の借用代として屋号株料を毎年上納した。屋号株料は文化年間の金額であるが、「鳥目十五貫」を上納したことが確認できる<sup>(21)</sup>。

初代嘉兵衛の跡は息子が二代目嘉兵衛を継承したが、二代目は「相場ヲ好候所不幸ニして借金多ク得意先キ象牙屋勘兵衛之届ケ金ヲ引込」のため自ら縊死した。「冥途の飛脚」さながら得意先の届け金を相場に流用したということであろう。二代目嘉兵衛には息子伊八がいたが、「飛脚屋を不好」髪結となった。3代目は2代目姉「おいし」の息子の佐兵衛が跡を継いだ<sup>(22)</sup>。

井野口屋佐兵衛が寛政10年（1798）冬に死去すると、息子佐市が跡を継ぐはずであったが、幼年のため手代徳兵衛が後見することになった。ところが、井野口屋半左衛門と手代伴右衛門が大坂店を傘下に入れようと、徳兵衛に暇を遣わし、伴右衛門自らが後見に就こうとした。これに異を唱えた佐市の母「みね」が尾張藩役所に訴えた。井野口屋に影響力のあった京丸屋善六も井野口屋半左衛門のやり方に立腹したため、最終的にみねの意向が通った<sup>(23)</sup>。

大坂店は営業不振を理由に、文化6年（1809）～同8年に屋号株料の全額免除、また文化9年と同10年に半額免除を井野口屋半左衛門宛てに願い出て許されている<sup>(24)</sup>。

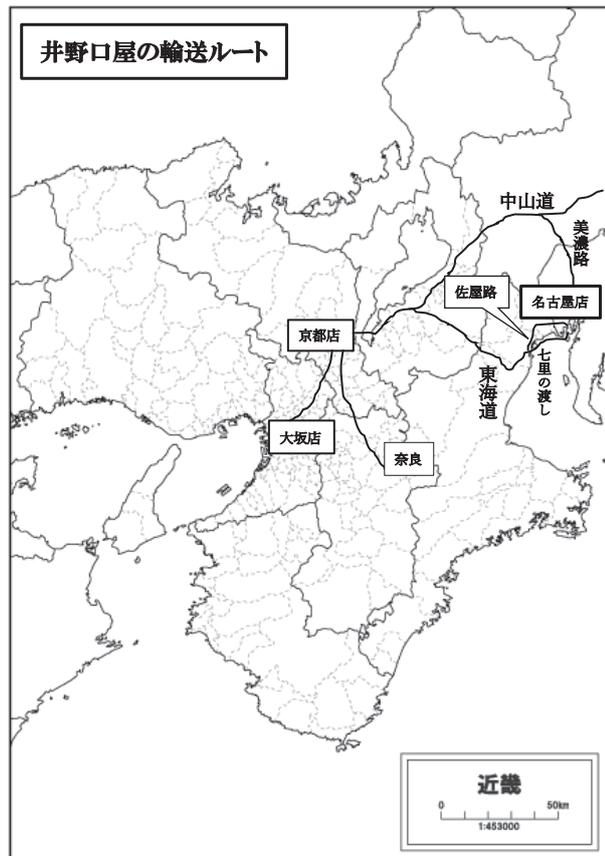
#### (5) 輸送ルートと「取次」

輸送ルートは図の「井野口屋の輸送ルート」を参照されたい。宿場は以下の箇所が使用されている。

①東海道＝宮一〈七里の渡し〉桑名一四日市一石薬師一庄野一亀山一関一坂下一土山一水口一石部一草津一大津一京都

②中山道＝（美濃路の宮一名古屋一大垣を経て）垂井一関ヶ原一今須一柏原一醒ヶ井一番場一鳥居本一高宮一愛知川一武佐一守山一草津

草津宿追分の常夜灯（写真1、12頁）によると、恐らく各宿場には「取次」が設置されていたはずである。三度飛脚の取次所から類推すると、井野口屋の取次も宿場内外での荷物の集配、通



20 「京羽二重」(延享2年〈1745〉序、早稲田大学図書館蔵)。

21 2巻428、429頁。

22 2巻125頁。

23 2巻310～316頁。

24 2巻428、429頁。

過する宰領飛脚と歩行荷飛脚から荷物を受け取り、また預けたものと思われる。具体的な業者名は不明である。

輸送上の最大の課題は、難所（渡海、渡河地点）をいかに通行するかであった。名古屋と京都を結ぶ街道は東海道と中山道であるが、東海道は七里の渡し（宮一桑名）と佐屋路の両ルートが設定された。荷主の意向で七里の渡しを避け、陸路の佐屋路（宮一岩塚—佐屋—桑名）を使うこともできた。但し、佐屋路は七里の渡しよりも飛脚賃が割高であった。

また近江国琵琶湖を渡す矢橋の渡しもリスクを孕んだ。渡しの使用を禁止していたにもかかわらず、安永6年（1777）4月、井野口屋宰領仲間が渡しを内々（内々通行仕候儀）に使用していたことが発覚し、井野口屋に対して通行しない旨の一札を入れている<sup>(25)</sup>。実際に天明2年（1782）に矢橋繩手で馬士の「不調法」のため荷物を溝川へ落とし、また渡船場で「積置湖へ取落」とすという事故が起きている<sup>(26)</sup>。与謝蕪村の俳諧作品「ゆく年の瀬田を廻るや金飛脚」は、これは比叡山からの比叡嵐による渡しの難船事故を避けるため、瀬田の唐橋を経由することを詠んだもの<sup>(27)</sup>であるが、井野口屋にも同様の理由が働いていたため、渡しを使った宰領を咎めたものであろう。

## 2 荷物

### (1) 御用荷物

尾張藩御用荷物の内容については宝暦6年（1756）から文化14年（1817）までの62年間に亘る「京都上下御金并御荷物御為無代御用帳」に基づいて表1と表2に整理した。

表1は宝暦6年の単年度の荷物を一覧にした。荷物は主に書状と金銀銭の2種類に大別される。書状は、御状箱・御紙包・風呂敷包・御皮籠御ぬり（塗り）通箱と、さらにサイズ別に大中小の長封状とがある。三日限御仕立飛脚は緊急を要する場合のみ使用したものとみられる。御苞之類は現在でいう小包の類かと思われるが、内容に関しては不明である。次に金銀銭に着目すると、上り金は10772両1分、下り金は188両と上り金が下りの57倍と圧倒的に多いことがわかる。銀も同様であり、上り銀1貫787匁6分2厘に対し、下り銀が53匁9分4厘6毛と上り銀が下りの33倍と圧倒する。これらの金銀は使用目的までは史料には明記されていないが、恐らくは主に京都における買い物に使われたものと見られる。

表2で御用荷物の中から御荷物（重量）、大中小長封等之御状（数量）、御用金と御用銀（金額）、三日限仕立飛脚（使用人数）、無代飛脚賃をピックアップして時系列にまとめた。まず荷物の貫目をみると、時代が下ると共に漸増傾向にある。天明7年（1787）には1038貫920目に至り、寛政3年（1791）まで1000貫台が続く。寛政4年から600～700貫台となり、文化5、7、8年のように1000貫台が散見される。上り、下りにさほど差異のないのが特徴である。御用荷物の中には「御このわた坪入類、御粕漬桶入類、御鮎鮎桶入類、かさ高物、割れ物、こほれ物など」<sup>(28)</sup>を含んでいる。これらは馬荷では不可能なので、歩行荷で輸送したことがわかる<sup>(29)</sup>。

大中小長封状に関しては、概して京都から名古屋への下りが多い傾向にある。これは京都の出先である尾張藩邸（錦小路役所）から藩へ宛てた報告や指示を仰ぐ内容である可能性が高い。

25 1巻320、321頁。

26 1巻338頁。

27 内藤鳴雪・正岡子規・高浜虚子・河東碧梧桐ほか『蕪村句集講義1』（平凡社、2010年）216頁。

28 1巻92頁。

29 1巻82頁。

登り（名古屋→京都）	荷物数量
御状箱御紙包御箱風呂敷包御皮籠御ぬり通箱之類	1011
大中小長封等御状	2954通
金銀入御状并二御状箱御紙包類	45包
銭	8貫605文
御苞之類	101
三日限御仕立飛脚	26人
御金	10772両1分
御銀	1貫787匁6分2厘
登り御無代賃銭	287貫377文

下り（京都→名古屋）	荷物数量
御状箱御紙包御箱風呂敷包御皮籠御ぬり通箱之類	1485
大中小長封等御状	5064通
御目録挟板	40枚
金銀入御紙包并御状箱	47包
金銀入御状	72通
銭	49貫857文
御苞之類	22
三日限御仕立飛脚	15人
御金	188両
御銀	53匁9分4厘6毛
下り御無代賃銭	319貫919文

注 「飛脚問屋井野口屋記録」1巻203、204頁に基づき筆者作成。

表1 宝暦6年（1756）に井野口屋が請け負った  
尾張徳川家御用荷物と数量

しかし、時代と共に上りと下りの間の差が減少する傾向にある。相互の通信が密に取れていることが窺われると同時に藩による京都藩邸への管理が強まったとも言える。

次に御用金であるが、こちらは上り金が圧倒的に多いことが特徴である。波はあるものの5,000～8,000両の多額な金が京都へ輸送されている。これだけの御用金の使用先は明記されていないが、①京都における買い物②朝廷・貴族関係上の儀礼・交際<sup>(30)</sup>ではないかと考えられる。御用銀に関しては当初は上り銀が多いが、安永年間以降は下り銀が明らかに増え始めている。これは名古屋での流通のために輸送したものではないだろうか。

三日限仕立飛脚であるが、こちらも上りの方が下りよりも多い傾向にある。時代が下ると共に使用人数も漸増しており、安永3年（1774）の上りは最多の99人を数える。但し、人数に波があり、人数が多い場合の翌年は引き締めようとするのか減少する。

最右欄の上下御無代賃とは、尾張藩の御用荷の輸送を換算した場合の金額であり、これだけ無償で輸送したことを示している。300貫から600貫で上下しており、平均すると大体銭500貫前後というところであろう。

30 3巻139頁。

年号	御荷物 (単位=貫、目)		大中 小長封等之御状 (単位=通)		御用金 (単位=両、分、朱)		御用銀 (単位=貫、匁、分、厘、毛)		三日限御仕立飛脚 (単位=人)		全荷物の上 下御無代賃 (単 位=貫、文)
	名古屋→ 京都	京都→ 名古屋	名古屋→ 京都	京都→ 名古屋	名古屋→ 京都	京都→ 名古屋	名古屋→ 京都	京都→ 名古屋	名古屋 →京都	京都→ 名古屋	
宝暦6(1756)	790.820	752.880	2954	5064	10772.10	188.00	1.787.6.2.0	0.53.9.4.6	26	15	607.296
宝暦7	665.150	457.394	2856	5246	8887.3.0	149.1.0	0.701.2.6.0	0.298.5.6.0	22	22	579.438
宝暦9	628.520	670.920	2139	3448	7261.1.0	記載なし	0.991.2.0.0	0	24	17	474.243
宝暦10	572.400	634.190	1842	3143	8784.2.0	55.0.0	3.932.8.0.0	0.12.0.0.0	40	44	538.868
宝暦11	361.290	393.980	1064	1312	6089.1.0	14.0.0	22.463.0.6.0	0	42	28	332.128
宝暦12	495.700	248.670	724	651	6507.0.0	76.1.0	1.664.9.0.0	0	32	26	328.383
宝暦13	560.320	325.100	990	815	4503.0.0	100.3.0	3.451.2.4.0	0.325.6.2.0	32	33	319.793
明和元(1764)	934.500	421.300	1469	1537	6618.3.0	570.1.0	1.174.9.6.0	0	36	記載なし	424.880
明和2	759.810	671.610	1594	1782	5727.3.0	4.3.0	1.391.9.0.0	0	47	21	430.61
明和3	617.850	626.350	1306	1599	6575.1.0	133.2.0	0.497.8.4.0	0	47	32	439.581
明和4	730.640	525.300	1785	2565	5287.3.0	16.1.0	1.275.1.0.0	0	55	26	516.164
明和5	815.70	470.100	1692	2478	5931.1.0	201.1.0	1.423.7.4.0	0.65.7.5.0	39	31	471.487
明和6	407.900	記載なし	2039	記載なし	6214.3.0	記載なし	0.589.1.0.0	記載なし	35	記載なし	上り218.132
明和7	452.900	608.100	1783	3189	6100.1.0	177.3.0	0.902.2.5.0	0.36.9.8.0	33	25	401.902
明和8	668.300	702.940	1884	3282	5325.1.0	252.3.0	0.622.9.0.0	0	51	27	480.759
安永元(1772)	853.100	662.50	1987	3201	5103.2.0	266.2.0	0.797.6.0.0	0.651.0.0.0	77	28	500.964
安永2	1081.380	991.700	2568	3538	5574.0.0	145.2.0	1.287.4.0.0	0.774.9.6.5	68	23	656.634
安永3	871.550	892.48	2531	2859	7748.2.0	584.2.0	0.755.4.6.0	3.136.7.2.1	99	33	685.375
安永4	1415.390	932.680	3215	3684	5595.0.2	120.1.0	4.161.8.0.0	5.355.0.9.4	65	26	610.591
安永5	1200.650	774.770	2762	2923	4957.1.0	137.3.0	12.238.8.0.0	5.105.2.2.7	52	31	542.649
安永7	1456.900	1187.600	2730	3241	9453.1.0	108.3.0	19.766.8.0.0	8.723.1.8.0	74	35	699.113
安永9	875.170	986.700	1942	3111	5784.1.0	記載なし	1.832.3.6.0	8.813.6.6.0	23	13	382.476
天明元(1781)	957.100	917.600	1752	3616	5117.0.0	200.0.2	63.713.4.0.0	10.78.6.8.0	38	18	422.721
天明2	983.700	906.150	2094	2784	7642.0.0	146.3.0	1.490.3.0.0	5.743.9.0.0	54	13	448.301
天明3	936.900	830.400	2235	2998	6908.3.0	54.2.0	5.20.8.0.0	11.995.2.4.0	44	17	372.415
天明4	911.900	971.800	2252	2899	7351.1.0	164.0.2	0.752.7.6.0	5.952.3.0.0	34	11	422.167
天明5	997.100	678.877	2094	記載なし	5028.1.2	117.3.0	2.130.8.0.0	9.960.0.0.0	52	13	422.721
天明6	924.730	1171.500	2837	2413	6445.1.0	40.3.0	2.752.5.2.0	3.987.3.0.0	29	15	448.234
天明7	1038.920	1171.500	2323	2413	6693.2.0	40.3.0	1.599.4.2.0	3.987.3.0.0	54	8	524.704
天明8	1025.620	1171.500	2638	2413	12781.0.2	237.2.0	1.123.0.6.0	2.704.4.8.0	65	17	604.327
寛政元(1789)	1024.620	1171.500	2638	2413	12781.0.0	237.2.0	1.123.0.6.0	2.704.4.8.0	65	17	604.327
寛政2	1024.620	1170.200	2638	2413	11758.0.0	237.2.0	1.123.0.6.0	2.704.4.8.0	65	19	574.862
寛政3	1018.500	1170.200	2628	2413	10858.0.0	215.1.0	1.123.0.6.0	2.704.0.0.0	78	19	550.237
寛政4	711.600	952.830	1423	1414	3656.2.0	222.1.2	3.840.0.0.0	0.13.8.8.0	82	21	453.729
寛政5	639.250	678.200	1084	1069	3608.0.2	302.2.0	4.202.0.0.0	0.34.4.0.0	48	26	379.807
寛政6	735.100	795.700	1113	983	3179.2.2	16.1.0	7.926.1.9.0	0.883.0.0.0	48	29	410.661
寛政7	617.440	768.400	974	774	4412.0.0	65.2.0	5.897.0.0.0	0.834.2.0.0	62	68	309.570
寛政8	640.400	812.550	1045	837	4068.1.0	64.0.0	0.834.2.0.0	記載なし	68	20	326.100
寛政9	797.490	881.800	1034	715	5297.3.2	55.0.0	0.614.1.9.0	0.748.1.5.0	57	19	304.846
寛政10	670.250	728.200	816	841	4281.1.2	279.0.0	1.383.5.7.0	1.315.2.6.1	53	19	325.14
寛政11	752.900	749.900	880	937	4750.1.0	241.1.0	1.119.7.4.0	0.491.2.9.5	68	24	386.133
寛政12	816.100	877.700	831	829	3276.2.2	385.0.0	0.691.6.7.0	0.595.3.8.0	86	34	421.226
享和元(1801)	584.800	756.000	736	571	2304.3.0	4467.0.0	0.491.1.7.0	0.599.7.9.9	60	19	381.387
享和2	760.500	762.500	682	511	3525.1.2	1697.1.0	0.397.1.7.0	0.477.1.9.0	55	19	369.372
享和3	1521.100	907.700	694	650	3485.1.2	333.3.2	0.593.3.8.0	0.734.5.5.0	42	23	405.204
文化元(1804)	744.600	782.600	728	657	3164.3.2	644.2.2	5.973.9.7.0	0.574.7.2.0	51	36	422.152
文化2	875.000	879.600	699	584	2199.3.0	1522.0.0	3.148.1.5.0	0.378.2.1.0	44	15	353.490
文化3	592.800	813.700	658	559	1741.2.0	749.0.0	1.706.3.9.0	7.283.1.1.0	36	20	339.584
文化4	537.800	797.100	846	679	2733.3.0	633.1.2	1.941.4.4.0	1.755.2.3.0	63	28	384.781
文化5	1057.900	1022.600	2151	1196	2654.2.2	590.0.0	1.7.8.1.9	1.923.7.7.0	60	34	515.76
文化6	899.900	895.350	1933	1484	4650.0.0	427.0.0	1.65.1.3.0	2.398.2.9.0	49	34	506.988
文化7	1200.100	830.170	1810	1657	2993.2.0	1054.2.0	0.682.9.2.0	4.296.5.7.0	56	39	532.164
文化8	1098.900	940.600	2185	1951	3552.3.0	2595.2.2	0.635.8.5.0	10.501.1.2.0	77	39	570.77
文化9	974.500	890.460	2080	1281	3588.2.0	2227.0.0	0.718.2.9.0	0.472.6.9.0	79	39	549.927
文化10	1010.400	1214.000	2266	2202	5888.2.0	616.2.3	0.775.4.2.0	0.324.4.6.0	64	39	624.603
文化11	877.000	959.000	1933	2303	4573.3.2	350.2.0	0.953.7.5.0	15.84.4.7.0	69	40	587.707
文化12	683.200	791.800	2185	2196	4333.2.0	727.3.2	0.793.5.0.0	5.365.0.0.0	62	41	526.519
文化13	810.000	783.500	2654	2185	4722.3.0	527.3.0	1.30.5.0.0	2.735.0.0.0	67	52	518.293
文化14	634.200	997.700	2549	3421	5325.0.0	652.2.0	0.571.5.0.0	0.418.2.0.0	60	34	569.658

注 (1) 『飛脚問屋井野口屋記録』1巻203~242頁、2巻60~98、336~371頁に基づき筆者作成。

(2) 寛政10年の上り・下り御用金は別記の2朱判の金額を足して表示。

表2 井野口屋が無賃で請け負った主な尾張徳川家御用荷物

## (2) 商人荷物

史料の性格上、尾張藩御用荷物に関する記述が多いが、多年に亘る記述の中には下記のように商人荷物を扱ったことを窺わせる箇所もある。

宝暦6年（1756）正月晦日、名古屋店廻り方の平吉が門前町亀屋忠右衛門から預かった金荷5両入り状1通、物入り状1通を風呂敷に入れたが、その夜に失念して金子帳場へ差し出さなかった。ところが、翌日に思い出したが、金子を取り落としたことがわかった<sup>(31)</sup>。

上記の商人荷物は、武家荷物と区別されて輸送されるのが建前であったが、実際のところ商人荷物は武家荷物と混載されることがままあったようである。

明和5年（1768）4月16日夜、井野口屋京都店前に書付が置かれていたため、井野口屋が尾張藩京都藩邸へ差し出した。書付の差出人は「中仙道助郷中」、宛先は「大悪人井野口屋半左衛門」であり、内容は「近年中仙道筋江売荷を御用物に名附夥敷致往来、助郷之村々甚難儀困窮ニ及候ニ付」と訴えるものであった<sup>(32)</sup>。

また享和2年（1802）12月11付で「尾張様御会符荷物ニ商人荷物差交候一件ニ付、手錠被仰付候間、右者各中、尾張様御用荷物等差立之儀宿持手代等へ申付、差支無之様取計可申…」<sup>(33)</sup>とあり、御用物に商人荷物を混ぜて輸送したため、当主の半左衛門が処罰された。

こうした「公私混載」の原因は、「御用」という看板を背負った方が街道の間屋場や渡船場で継立や渡しの優先などの便宜が図られたからである。こうした交通上の優先権は上方と江戸を往来する三度飛脚にも当てはまる実態であり、飛脚問屋にとっては公然の秘密であったと思われる。

## (3) 駄数

名古屋から京都へ向かう上り荷物の場合、宰領の監督する馬荷は通常2、3駄とされる。但し、4月と9月は商用荷物の仕入れがあるため、5、6駄に増えた。9、10駄は1年のうち1、2度あるぐらいであったという。10駄以上ある場合は次の定日に発送した。京都から名古屋へ向かう下り荷物は平常5、6駄であり、また4月と9月の商用荷物のある時は8～10駄になる。下り荷物も12駄になることは稀であったという<sup>(34)</sup>。

## (4) 荷物の損失

江戸時代では街道での輸送途中、荷物が様々な形で被害に遭った。井野口屋も被害の記述が史料上に散見される。特徴的には三度飛脚と同様に水難と盗難が主な被害のあり方である。以下に具体的に事例を挙げる。

まず手違いによる紛失が挙げられる。宝暦7年（1757）正月14日、名古屋店廻り方の佐七が、神谷弥五左衛門から預かった京都岡田久八郎宛の書状1通を店へ持ち帰るまでの間に紛失した<sup>(35)</sup>。

次に濡れ被害であるが、これも三度飛脚の宰領と同様に、馬のトラブルによって河川などへ荷物が転落して濡れ損じてしまうことがあった。天明8年（1787）5月晦日、宰領長八かが起川洪水のところ、馬が誤って川へ落ち、御用櫃が半町ほど流され、中身の御用状が濡れてしまった。宿場へはただで済まない旨を伝え、長八は沙汰あるまで現地に差し止め、馬士共へも宿場より厳しく申し渡す宰領たちに申し含めた<sup>(36)</sup>。

31 1巻263頁。

32 3巻270頁。

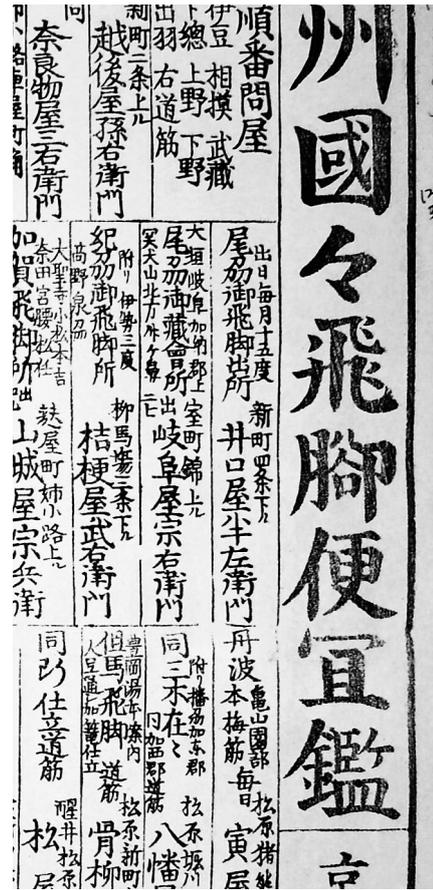
33 2巻335頁。

34 1巻189頁。

35 1巻150頁。

難船による事故の例を挙げよう。寛政2年（1790）2月14日昼、桑名宿を發した船が大しけに遭い、東風が強く吹き付け、ついに船が難破した。桑名の松本屋空兵衛から早飛脚が差し立てられ、名古屋の井野口屋へ届けがあった。乗船は水夫・客34人であり、京三度荷物宰領勘助（41歳）、直吉、嘉兵衛、高倉様御飛脚を含む15人が水死した。井野口屋の宰領長八（50歳）、高松様御状箱1荷宰領政右衛門（30歳）は助かった。荷物も一部が海中へ流れてしまい、江戸飛脚屋大黒屋より井野口屋への荷物7駄のうち5箇不足との報告があったという<sup>(37)</sup>。桑名と熱田を結ぶ七里の渡しは難所の1つであるが、こうした難船事故を回避するために意識的に陸路を取ることもあった。

飛脚問屋及び宰領は現金を扱うため、しばし窃盗・盗賊の標的となったが、井野口屋も例に漏れなかった。天明6年（1786）10月23日明け六前、井野口屋京都店で宰領の者たちが起きだして馬荷を付け出し、出立した。遅参の者がいたため、宰領忠助が門口へ馬を見に出たところ、店路地に立てかけた板看板の後ろに風呂敷らしき物を見つけた。風呂敷を引き出すと、宵に荷作りした2朱判包みであった。すでに出立した馬を追いかけて戻させると、荷物が切り解かれていたことがわかり、18包（1包＝南鐐2朱銀25両）1箇のうち14包が紛失し、4包があるのみと判明した。風呂敷の5包と合わせて計9包が残った。225両の行方は不明のままである<sup>(38)</sup>。



「出日毎月十五度／尾洲御飛脚出所／新町四条下ル／井口屋半左衛門」（三井文庫蔵「諸国々飛脚便宜鑑」より）

### (5) 絵符・提灯

絵符と提灯はいずれも宿場問屋場に対して尾張徳川家の御用を証するものである。井野口屋は享保8年（1723）から用いた。これらは“権威の源泉”と言ってよく、街道輸送の際の様々な障壁を和らげるのに効力を発揮した。宰領が問屋場で馬を円滑に継ぎ立てさせ、また川明けの折に優先的に渡してもらうために用いられた。

絵符は「会府」と表記する史料もある。馬荷物に差す木製の立て札のことである。「尾州御用」などと書かれていた。名古屋の井野口屋は尾張藩から、京都店は錦小路御役所から借りた。あくまでも絵符の所有権は藩にあったため、絵符が破損する度に井野口屋はすぐさま藩に届け出ると同時に詫び一札を入れた。絵符の本数は寛政2年（1790）10月19日の段階で35本を用いている。

提灯は三つ葉葵御紋入りの「紋付提灯」を掲げた。宝暦5年（1755）12月2日、宰領甚三郎が上京の途中、庄野宿と亀山宿の間で「馬けしとひ落馬」の折に紋付提灯が壊れるという事故があった。庄野宿問屋継立の馬であるため、問屋場八左衛門が井野口屋の宰領甚三郎に詫びを入

36 2巻104、105頁。

37 2巻163～181頁、224～226頁。

38 2巻48～50頁。

れた<sup>(39)</sup>。

絵符と紋付提灯は文政5年（1822）に尾張藩による道中筋改正（七里飛脚の廃止、宿継への切り替え、民間の飛脚問屋への御用委託の解消）で廃止となった。

## (6) 人足派遣

井野口屋は藩命により「釣り荷物」（御筆筒、御長持）などを担ぐ時は「人足」を手配した。つまり飛脚業のほかに通日雇（人足手配業）を兼ねた。宝暦12年に恭姫が江戸藩邸から京都へ輿入れする際に人足を派遣している<sup>(40)</sup>。

藤村氏は「山田氏井野口屋は飛脚問屋、人足頭であり、両者は区別し難い面がある」<sup>(41)</sup>と指摘している。このことは江戸の六組飛脚仲間と定飛脚問屋仲間との成立経緯とも関連しており、前者が人足派遣、後者が人足差立という労働形態の違いはあるものの、複数の人足に荷を運ばせるという一点において同根を思わせる。恐らく井野口屋は江戸定飛脚問屋の古い形（通日雇と状運びの未分化）をそのまま残している可能性があり、いわば江戸期の商業としての飛脚問屋の淵源とも関連する部分である。他の飛脚問屋も恐らく日雇（日傭、桂庵、人宿、口入）業が兼業もしくは専業として飛脚業に進出したものが少なくないことを類推させる。江戸後期に業者数が急増した主に江戸府内輸送の町飛脚はもともと人宿が開業した<sup>(42)</sup>こととも符合する。

## 3 飛脚の種類

### (1) 歩行飛脚（歩行荷<sup>かち</sup>）

宰領自身が馬荷ではなく、自ら荷物を携えて上下する歩行飛脚（かちびきゃく）がいた。これは急ぎの場合に限られた。急ぎの便は、「時限（ときぎり）」と「日限（ひぎり）」の2種があったことが確認できる。宝暦3年（1753）5月段階の飛脚賃<sup>(43)</sup>を以下に示す。

御用御荷物3貫目（11・25キロ）まで無代。但し、3貫目以上は1貫目（3・75キロ）ごとに110文ずつの増し賃。

1カ月に仕立飛脚5人無代。但し5貫目（18・75キロ）持ち。それ以上は1貫目に付き148文の増し賃。

三日限仕立飛脚（藩御用の場合は5人まで無代、6人目から7貫目（26・25キロ）持ち1人に付き1貫200文ずつ）

二日限仕立飛脚（夜は捨て、昼ばかり片道1人2貫250文）

一日半限（同断、代2貫500文）

昼夜十八時限仕立飛脚（同断、代2貫800文）

昼夜十五時限仕立飛脚（同断、代4貫500文）

昼夜十二時限（同断、代10貫文）

但し、二日限～時限は御状箱のみ。荷物持たず。

39 1巻148頁。

40 1巻158～170頁。

41 藤村潤一郎「書評 『飛脚問屋井野口屋記録』一」（『日本歴史』658、2003年）。

42 便り屋また町飛脚の由来について「その始め、中央には俗に葎町と云ふ処に男奉公人の口入五、六戸あり。その一人これを行なひ」とある（喜田川守貞著・宇佐美英機校訂『近世風俗志（一）』（岩波書店、1996年、188、189頁）。

43 1巻45頁。

御用荷物といえども、無制限に無償で輸送したというわけではなかった。規定の重量や人数以上になると、飛脚賃を加算して請求した。三日限仕立飛脚も上記の規定人数が定められているが、人数を超えると有償となった。また二日限、昼夜十八時限と短時日であるほど飛脚賃がかかった。規定以上の場合に有償とした理由は、井野口屋側に経済負担が大きかったためと、藩の乱用を防ぐためもあったものと考えられる。

## (2) 宰領飛脚（馬荷）

馬荷を運ぶ宰領飛脚は「本番宰領」「代番宰領」の2種類<sup>(44)</sup>があった。本番宰領とは「御当地住居之者本番才領八人、是ハ譜代之才領ニ而御座候」<sup>(45)</sup>。井野口屋の本番宰領は8人、代番宰領は7人。本番宰領は「譜代」の位置付けであり、世襲で継承されることもままあったようである。宰領交代の折は必ず錦御役所へ届け出た。本番宰領は仲間を組織し、何か事があると、仲間が問題処理に当たった。

宝暦9年 (1759) 2月	明和8年 (1771) 9月	享和元年 (1801) 3月	文化14年 (1817) 3月		文政4年 (1821)
			名前	所在 (名古屋)	
伝兵衛	仁兵衛	伊助	いの口屋甚八	桶屋町家持	中野太兵衛
甚八	小兵衛	万蔵	いの口屋伝兵衛	上七間町家持	加藤兵助
猪助	又右衛門	与三郎	いの口屋兵助	大久保身町家持	伊藤伊八
伊兵衛	伊兵衛	伝兵衛	いの口屋伊助	京町柏屋伊助扣借屋	水野甚八
久右衛門	猪助	長治郎	いの口屋長治郎	高岳院門前勢野尾新九郎殿扣借屋	梶田伊助
小兵衛	甚八	兵助	いの口屋太兵衛	袋町家持	武山長治郎
仁兵衛	伝兵衛	甚八	いの口屋伊八	天道町岸与兵衛殿扣借屋	下山平兵衛
		喜兵衛	いの口屋伝右衛門	前津小林村玉屋六右衛門扣借屋	
1巻155頁	1巻191頁	2巻324頁	3巻211頁		4巻24頁

表3 井野口屋本番宰領



写真1 中ほどに「尾州／井口屋半左エ門／同 宰領中／同 取次」。左横に「岐阜定日／宰領中／織屋中」、加州、桑名、大垣の宰領中も見える（滋賀県草津市、旧草津宿追分の常夜灯）

44 豊田氏は間番宰領の存在を挙げて3種類としているが、筆者の確認したところ、間番は代番の別称であろうと判断し、ここでは2種類とした。

45 3巻139頁。

明和7年（1770）6月、本番宰領伊助が病気となり、倅伊三郎が若年のため、親類新右衛門が継承した<sup>(46)</sup>。また文政4年（1821）8月、下山伝兵衛の病気の折、兄平兵衛が代番を務めた<sup>(47)</sup>。このことから兄弟・親族で宰領が継承されることがわかる。

宰領を辞める際であるが、享和3年（1803）6月の宰領与三郎の事例によると、宰領株を他の者に譲り、手形証文・書付などに入りが無い旨の一札を京丸屋善六（井野口屋経営者の1人）と宰領仲間に提出した。それを受けて井野口屋は町方御役所へ届けを提出した<sup>(48)</sup>。

飛脚問屋と宰領との関係は三度飛脚でも議論になる問題であるが、井野口屋の場合は宰領が通常の奉公人とはかなり異なる存在であることがわかる。宰領は奉公人のように井野口屋に丸抱えで雇われているわけではなく、あくまで契約上の関係であり、井野口屋が荷物を荷主から請け負い、井野口屋が出入りの宰領に荷物を託すという形である。また宰領が井野口屋に対して特殊な立場にあったことは次の事例からわかる。

明和8年（1771）8月、井野口屋の名古屋・京都の両店が借財を背負い、「勝手不廻り」という状況に立ち至ったため、喜兵衛ら宰領7人が協議の上で借財を引き受けることに決まった。京都店の支配は宰領喜兵衛、名古屋店の勝手支配（財政）については宰領武兵衛が管轄することとなった<sup>(49)</sup>。

また寛政4年（1792）6月、井野口屋が先代からの債務と250両の紛失、天明の大火で京都店類焼の影響で経営危機に陥った折、宰領7人が「両店可及大騒動之处、右御衆中御計を以静謐ニ納り」また借財を肩代わりし、「名古屋店宰領中引請」<sup>(50)</sup>と宰領仲間が159両、山口嘉兵衛（「宰領中取次也」と添え書き）が323両を井野口屋に融資して経営危機を救った。

宰領が井野口屋経営に介入できた理由は、宰領自身が街道輸送全般の熟達者であり、また債務の肩代わりをした事情があったからだと思われる。写真1に井野口屋に続いて宰領とあり、次いで取次とあるように、その地位は高かったことが窺われる。

享和元年 (1801) 3月	文化8年 (1811) 2月	文化14年(1817) 3月		文政4年 (1821)	文政7年 (1824) 7月
		名前	所在(名古屋)		
文蔵	安兵衛	いの口屋利助	情妙寺前町家持	川瀬仙助	甚蔵
甚蔵	宗七	いの口屋安兵衛	長嶋町ふさ扣借屋情妙寺前町	大橋甚蔵	仙助
利助	弥兵衛	いの口屋甚蔵	練屋町仲川屋彦兵衛扣借屋	水野利八	安兵衛
佐兵衛	弥助	いの口屋専助	朝日町加藤喜悦扣借屋	深井与三郎	弥助
利吉	甚蔵	麻生屋弥兵衛	樽屋町美濃屋治右衛門扣借屋巾下六句町	水谷利吉	彦兵衛
弥助	専助	松本屋治平	八百屋町井桁屋吉兵衛扣借屋	渡辺長三郎	新八
		いさは屋与三郎	宮旗町家持与兵衛倅	松原安兵衛	与兵衛
2巻324頁	2巻417頁	3巻211、212頁		4巻24頁	3巻286頁

表4 井野口屋代番宰領

46 1巻263頁。

47 3巻270頁。

48 2巻335頁。

49 1巻189頁。

50 2巻233頁。

### (3) 代番宰領

代番宰領とは「代番之才領七人、是ハ本番之才領差支候節、仕埋之宰領ニ而御座候」<sup>(51)</sup>と定義される。

代番宰領はただの本番宰領の代わりというだけではない。明和5年(1768)に藩から「代番之儀今般御停止」となったが、井野口屋は「別而近年御仕立急御用物等多有之候ニ付、其節々者道中筋能吞込居申候代番之者差遣候儀ニ御座候処…中略…急御用物仕立宰領ニ是迄通行不仕新規之者指遣し候儀、甚以無覚束奉存候」<sup>(52)</sup>と代番宰領の意義を主張し、又三郎と利八の代番継続を願い出ている。

代番宰領と本番宰領の関係は唇齒輔車の関係であったことがわかる。宝暦9年(1859)2月付の代番宰領請状によると代番宰領甚六は、本番宰領甚八が請人となって代番宰領を務めた。

#### 請状之事

一 本重町田嶋屋与治兵衛借家甚六義只今迄御出入ニ被成、御用筋飛脚又者宰領衆替其外何ニ不寄御遣イ被下候処<sup>(53)</sup>

また明和7年(1770)6月、代番宰領又三郎が死去し、倅亦吉が代番宰領となった<sup>(54)</sup>。

一 本番才領伝兵衛養子九八郎儀父用事差支又ハ病氣等之節ハ代ニ罷登り申度旨相願候ニ付承届ケ候処、文化十五寅年三月廿九日京着ニ付、同日錦小路江相達し候事、進物例之通<sup>(55)</sup>

上記のように本番宰領の養子が代番宰領を務めるケースもあった。以上の事例からは代番宰領が本番宰領の見習い、また本番宰領への登竜門的な位置付けであったことが読み取れる。文化13年(1816)4月付で本番宰領から代番宰領へ宰領心得方が申し渡され、印鑑を取っている<sup>(56)</sup>。

#### 定

一 近来風儀悪敷相成、両会所ノ申渡シ之趣も不相用道中勘定も延引ニ相成、甚不都合之事候、勿論早々勘定相立可申候、勿論諸向買掛り等之勘定も不相立、会所江向ケ催促ニ来り候人も有之様子ニ相聞江、右様之仕打いたし置候輩ハ惣仲間之外聞ニも相拘り諸事差支ニも相成候ニ付、右様之人柄断申仲間一統遣イ申間鋪候事

一 道中御用之權威をふるい、或ハ問屋其外馬士人足ニ至まで強氣之振舞不仕通行可致候事

一 道中筋ノ出シ候金銀其外駄賃等定之外高下無之様実躰ニ取扱可申候、勿論届ケ方互ニいたし候而ハ惣仲間之衰微ニも可相成候得者、右躰之人柄相省可申事

一 道中川々其外臨時入用之節者、尤出情いたし番方之助ケニも可相成筈之処、布而各外之入用相掛り、其段跡ノ相調候へハ以之外之儀共有之、右躰之人者決而遣イ申間敷候事

一 何事ニよらず出願致度節者、仲間一統談し合其上可取計之処、無其儀御役筋或ハ会所江令直訴甚不宜候、已来仲間申合セ其上宰領方へ出願可被致候、此方ノ相調べ、夫々取扱可申候事

右ケ條之趣可相慎段承知之上連印可被致候、以上

文化十三年

宰領中

丙子四月

51 3巻139頁。

52 1巻185頁。

53 1巻155頁。

54 1巻263頁。

55 3巻246頁。

56 3巻36、37頁。

右御本文之趣仲間一統奉承知候付、則連印仍而如件

治平  
安兵衛  
弥兵衛  
弥助  
利助  
甚蔵

御宰領惣代

下山伝兵衛様

上記5カ条を要約すると、①近来、風儀が悪くなり、両会所からの申し渡しにも従わず、道中の勘定も滞りがちとなるのは甚だ不都合であるから早々に勘定するように②道中で御用の權威を振るわないこと③道中筋で支払う金銀や駄賃は決められた以外、値段に高下のないように誠実に取り扱うこと④道中や河川で臨時の経費がかからないようにし、かかった経費を後から調整しないこと⑤願いは仲間一統で相談し、取り計らうこと一である。

代番宰領が連署して「御宰領惣代、下山伝兵衛様」に宛て一札であるが、伝兵衛のは代番宰領への引き締めが効いたのであろう。文化13年7月18日には宰領弥助を帯刀の上で鈴木弥助と名乗らせた上で、京都から名古屋へ荷物を輸送させている<sup>(57)</sup>。

#### (4) 京都・大坂居住の宰領

本番宰領と代番宰領は居住地は名古屋、京都、大坂の3カ所である。このうち京都と大坂については「京都住居之才領拾人御座候、是ハ京都分之御仕立飛脚又ハ定日川支等ニ而差支候節相勤候宰領ニ而御座候」<sup>(58)</sup>とある。京都の宰領の名前は表5のとおりであるが、大坂については不明である。

また「大坂住居之才領拾人御座候、是ハ大坂分京都江御仕立飛脚又ハ商人荷物ニ付添候才領ニ而御座候」<sup>(59)</sup>とあることから、京都と大坂にそれぞれ10人ずつ在住し、居住地を出立地にして荷物を輸送したことがわかる。また京都居住の宰領に関しては川支で延着が見込まれる際に勤めたという点が注目される。延着を日限通りと言わずとも、多少でも延着を緩和できる間道や渡河の方法に通じていたからであろうか。

文化14年（1817）3月	
名前	所在
いの口屋孫助	京都北四条町綿屋九兵衛扣借屋
いの口屋孫七	京都岩上通徳屋町山田半左衛門扣借屋
岩見屋源兵衛	京都蛸薬師通西洞院西江入町家持
鉄蔵	「京都店ニ罷在候」「右鉄蔵儀者御困者ニ御座候ニ付当地ニ請人御座候」。請人は名古屋門前町家持、いの口屋嘉兵衛
金蔵	「京都店ニ罷在候」
常七	「京都店ニ罷在候」
嘉介	「京都店ニ罷在候」
3巻211、212頁	

表5 井野口屋京都居住宰領

#### (5) 宰領賃

宰領の収入であるが、これは道中で時に命の危険が伴う仕事だけに安くはない。これは三度

57 3巻37、38頁。

58 3巻139頁。

59 3巻139頁。

飛脚にも共通する。宰領賃については宝暦2年（1752）9月17日に藩評定所から尋ねがあり、井野口屋が勘定所へ回答した史料がある<sup>(60)</sup>。

大坂より仕立宰領1人片道＝2貫500文

京都より仕立宰領1人片道＝2貫文

名古屋から大坂へ行っている宰領1人が名古屋へ下る場合＝3貫文

名古屋から京都へ行っている宰領1人が名古屋へ下る場合＝2貫500文

2貫文から3貫文の間である。2貫文は2000文であり、金1両の半額。3貫文だと金3分となる。宰領賃が為替で支払われた時期もあったが、「名古屋取太賃之儀是迄才領之者江渡シ金之内ニ而為替致シ候処、才領方困窮ニ付、為替之儀用捨相願、仍而往古之通り為替相止メ遣候ニ付」<sup>(61)</sup>と現金払いに戻したようである。

## (6) 宰領株

「宰領株」を持つことは宰領の職務に就くのに必要な要件である。減多にはないが、後継者がいないなど事情のある場合、他人に宰領株が売買されることもあった。例えば、文政5年（1822）4月、長者町の伊八が所持する宰領株が譲り料として金200両で七間町の源六に永代譲渡された<sup>(62)</sup>。それだけの金額を積んでも宰領株を得たい者がいた。道中で危険な目に遭い、命を落とすことがある商売でも、それだけの実入りが見込めたのであろう。2年以上、宰領として日々働けば、恐らく200両の元は取れたのではないだろうか。

## (7) 抜荷の扱い

宰領飛脚は飛脚問屋と契約する際、請人（身元保証人）を立て、「万一御用物金銀御荷物等取逃欠落仕候ハ、其品々早速相弁、其上本人尋出シ御差図之通…中略…勿論我儘ニ書状壺通ニ而も取集メ、私欲ケ間敷儀為致間敷候、夫共不用候ニ付飛脚被召離候ハ、其後我儘ニ飛脚一切為致申間敷候」<sup>(63)</sup>と約した一札を提出した。雇用契約の文面は三度飛脚における飛脚問屋と宰領とが取り交わす契約事項と共通する。

但し、井野口屋宰領は「我儘ニ書状壺通而も取集メ」とは実際には「抜ケ荷」と称する宰領個人の判断で輸送する荷物のことであり、時に発覚することがあった。建前的には不法行為であるが、恐らくこうした“内職行為”は日常的に行われていたものとみられる。

宿場の問屋場（無償・有償で人馬継立を行える交通助成施設）では馬の継立に苦慮し、宰領はしばしば居丈高の態度（三度飛脚の宰領も同じであった）を取ったようである。そうした態度はなかなか改まらなかった。代番宰領のところでも触れたが、文政3年（1820）10月付で「宰領方心得之事」<sup>(64)</sup>が「定日会所」の名義で定められた。

- 一 御荷物道中大切ニ相心得、金荷之儀ハ例を不離様心掛、可成丈ハ乗下ニ可致事
- 一 於道中威勝成儀無之、穏和ニ可致往来事
- 一 宮御撰家様方御堂上方 御家御縁続之御大名作方其外状払相添往来之向々江者乗打致間敷事

60 1巻43頁。

61 2巻271頁。

62 3巻277頁。

63 1巻58頁に延享元年（1744）の宰領萬屋小兵衛と宰領甚八の請状、引用は天保10年の米冶与兵衛の請状から、4巻420頁。

64 3巻396、397頁。

一 御家中御通行之節同様乗打不致様心掛、諸役人衆之向江者御用等之儀叮嚀ニ相伺可申事

一 御当地出立并着之節東海道ハ本町・橋町木戸内、中仙道ハ巾下木戸内下馬可致事

一 定日次番ニ当り候ハ、会所へ出勤、御用向手伝可致、若無扱差支候節ハ替り相立急度可相勤事

一 両地ハ勿論往来共内分ニ而荷物荷物・書状受取、私欲ケ間敷儀一切致間敷事

一 越度有之差扣被申渡候節申訳之筋有之候ハ、書付ニ認メ中満（仲間）取次ニ而差出シ可申事

右故障中他向江歎込、其筋ハ御挨拶有之候而者無扱儀も出来致候ニ付、右様之訳ニ而相済候向々者三ヶ年之間宰領賃無代ニ而為相勤可申事

右八ヶ條之趣急度相守、大切ニ宰領役可相勤者也

辰十月

定日会所

上記の史料は「定日会所」すなわち飛脚問屋が、宰領に対して順守すべき事項8カ条を明示したものである。要約すると、①お荷物は道中大切に心がけ、金荷のことは先例からはずれないように心がけて、可能な限り下馬すること②道中で居丈高なことがないように③貴族や大名家などに騎乗したままでいないこと④御家来の通行の折には騎乗したままでいないように⑤御当地出立、また到着の折に東海道は本町、橋町木戸内、中山道は巾下木戸内で下馬すること⑥定日次番に当たった者は会所へ出勤し、御用向きの手伝いをする⑦両地（名古屋と京都）ではもちろんのこと、往来でも内緒で荷物・書状を受け取り、私欲がましいことを禁ずる⑧不祥事の折に言い分がある場合、書付に認めて（宰領）仲間を介して差し出すこと一である。

いわば、宰領たちは道中で居丈高な態度に出がちであり、また得意先や町内で騎乗と下馬のけじめがないことがあり、⑦にあるように抜荷に関しても個人的に内職的に荷物を請け負うことがあったことを逆に物語っている。だからこその心得方であったと言えよう。

末尾に箇条書きの内容によって問題を起こし、相手と内済したとしても3カ年の間、宰領を「無代」（無賃）で勤めさせると厳しく申し渡している。

宰領にとって最大の課題は各宿場の問屋場で馬の継立を滞りなく済ませ、街道を無事に往来し、期日通りに荷物を届けることであった。特に継立時は飛脚荷物が町人荷物扱いとなり、後回しにされることがよくあった。そのため時として「就夫京都江差立候定日飛脚之者於道中、御家之御威光を以強氣威勝ニ付、其段宿々より可申立之処…甚以不埒ニ候、以来之儀宰領之者江急度申付」<sup>(65)</sup>ということがあったが、なかなか改まらなかったのである。

## (8) 宰領の帯刀

井野口屋宰領は脇差を帯刀しなかった。そのため井野口屋は宝暦10年（1760）、11、安永2、8、天明元、3、5、6、7、寛政9、享和3、文化9、13年と計13回に亘って尾張藩に宰領の帯刀差免を願い出ている<sup>(66)</sup>。帯刀することによって問屋場の継立が円滑に済み、また馬士・船頭に対して「帯刀之威」を利かせることができるのだと理由を挙げる。このことは道中奉行が上京の折、宰領を召し出して尋ねがあり、その際に帯刀する宰領は呼ばれず、帯刀しない宰領は呼ばれたが、そのことが宿場に伝わり、帯刀の有無で継立に差が付いたとする言い分であった<sup>(67)</sup>。

65 1巻130頁、史料番号49。

66 1巻271、375、2巻7、40、45、330、3巻189～210頁

67 2巻330頁

享和3年(1803)2月の願い書には「帯刀仕候町飛脚之分」として「紀州様、水戸様、越前様、加州様、彦根様」と名をわざわざ挙げて、なぜ井野口屋だけがだめなのかと迫っている。願いの末に文化14年(1817)2月24日に帯刀がようやく認められたものの、文政5年(1822)の尾張藩の道中筋改正により帯刀が禁止された。

#### (9) 延着・不着

荷物延着の原因は川支(かわづかえ)、馬支(うまづかえ)が大きな要因である。このことは東海道を往来する三度飛脚の宰領たちと共通する課題であったことがわかる。

まず川支であるが、大雨により河川が増水すると、川留となり、馬荷も歩行荷も足止めを食ってしまう。その際、宿場問屋役人から宛先の藩役所へ宛てて断りを入れた。例えば、文化10年(1813)3月16日付で墨俣宿問屋役人が京都錦小路御役所に宛てて「尾州様御用歩行荷物壹荷并御才領壱人今十五日辰刻ニ当宿江御着被成候処、佐渡川満水ニ付、無抛御逗留被成候処、今十六日申刻ニ川口明キ直様御継立奉申上候」<sup>(68)</sup>と書き送っている。七里の渡しの場合だと「海支」という表現が使用されている。問屋場は川明けの際、飛脚を優先的に渡河(「即刻為継立」)させるとし、川支手形を発給している。

馬支とは宿場問屋場の馬が不足し、継立がうまくゆかないために生ずる利用客や荷物の渋滞現象である。寛政5年(1793)3月28日付で井野口屋が石薬師宿の問屋役人中に宛てて「継立遅滞」に関する詰問状を送っている。「折節関宿御泊りニ而津山殿被下向ニ付、人馬指支居候間、暫く附出し延引も仕候様ニ御挨拶御座候所、当日御荷物定着之日限故延引難相成之旨、甚八(筆者注、宰領、この時、七駄輸送)ノ貴宿当番所御問屋役人衆へ及欠ケ合候所、対御荷物不相応之御挨拶も御座候由」<sup>(69)</sup>というものである。津山藩の参勤交代のため問屋場で人馬共に差し支え、問屋場から付け出し延引の挨拶があったとはいえ、井野口屋側も日限荷物の輸送であったため、宰領甚八から掛け合ったが、問屋場からは不相応の挨拶をされたという。

馬支は三度飛脚にも共通する悩みであったが、三度も井野口屋の宰領も権威を楯にとつて強硬に交渉する場面もあったのであろうが<sup>(70)</sup>、事情が事情だけになかなか解決し難い問題であった。

## 4 火災・地震報知

三度飛脚と同様に井野口屋も営業関係の地点で突発的に災害があると、相互に情報を報知して藩に届け出ている。災害情報伝達の関連箇所を史料から拾って表6(本稿末)にまとめた。

No7は天明の京都大火である。「暁七ツ時頃、宮川町二丁目の両替屋から出火、飛脚所も類焼」とある。家36,097軒、寺社201カ寺・37カ社が焼失、734人焼死したことがわかる。No8の大坂出火は、大坂店からも、大坂における火災情報も入るようになったことを示す。

京都・大坂・名古屋の火災だけでなく、宿場の火事も知らされている。No19は垂井宿における火災である。宰領の定宿も類焼したことが触れられる。名古屋へ向かう下り宰領利助が定日荷物を退避させたが、小附(馬荷以外の小さな荷物)2つを焼いた旨を宿継で知らせている。

68 3巻43頁。

69 2巻183頁。

70 飛脚関係者が権威を楯に横暴な振舞をした事例は、七里飛脚がよく知られるが、幕末では水戸藩御用を務めた馬士鬼熊(恐らく飛脚問屋嶋屋方で使った馬士であろう)の話が伝わっている。水戸藩の権威を嵩に着て相当に居丈高な態度を取り、宿場の者も迷惑していたことが記される。篠田敏造『幕末百話』(岩波書店、1996年)20~23頁。

この場合の宿継とは問屋場の人足を利用したものであろう。幕府の継飛脚のような形式であるが、利助はもちろん人足賃を支払っているものと考えられる。

No33の文政2年（1819）6月12日には名古屋大地震を報せている。名古屋西北の在では地割れがあり、砂を噴き出したとある。京都でも名古屋のように土蔵や土塀に損害があったことが記述されている。いわゆる文政近江地震であり、地震規模はマグニチュード7とされている。近江国を震源とし、近江、山城、伊勢、濃尾平野で大きな被害をもたらした。

No75は大塩平八郎の乱に伴う大坂出火の報知である。発信元は「大坂飛脚所」となっている。「大坂出店」とあれば、すぐに判別できるが、井野口屋大坂店と考えてよさそうである。町数110丁ほど焼失とあり、被害が広範囲に及んだことがわかる。延焼地域と延焼の時系列も詳細であり、大塩ら乱の首謀者が切腹したことも記されている。

井野口屋の災害情報は火災に関するものがほとんどである。三度飛脚の場合、幕末期になると戦争や騒乱情報が含まれるが、井野口屋史料には幕末期の史料が残っていない。火災は空気の乾燥した冬場に多いのが相場であるが、日付を見ると、季節に関係なく一年に亘っており、時期的な特色はみられない。ただ災害情報のカバーする地域範囲は井野口屋の輸送エリアと重なっていることがわかる。例えば、文政近江地震の災害情報は名古屋・京都の情報にとどまり、伊勢、大和国などのことは記されていない。

## 5 「非御用」飛脚との競合

井野口屋の史料を読んで最も気になるのが、表7（本稿末）で示したように同業者の存在である。井野口屋の立場から見ると、尾張藩から認可を受けていない非合法の業者という位置づけになるため、井野口屋が〈独占〉維持を目的に営業を認可しないように藩に求めた。

No1は、井野口屋以外に名古屋—京都間で飛脚屋が創業したことを意味する。延享2年（1745）に名古屋伝馬町の小嶋権兵衛が京都河原町三条下ル町の奈良屋茂兵衛を出店とし、その看板に「尾州宮飛脚」と書き記した看板を掲げて営業した。1カ月九斎ずつの出日板行（引札）などを配り、家々を回って集荷し、京都から名古屋へ輸送したようである。実はこの小嶋権兵衛とは、東海道宮宿における三度飛脚の飛脚取次所である。小嶋自身が京都—名古屋間の独自の輸送ルートを開拓しようとしたことがわかる。

小嶋権兵衛のほかにも「歩行荷物飛脚」と名付けて駄荷にして名古屋—京都を往来する業者として橋町裏町の古道具屋善蔵借屋忠兵衛、伝馬町長者町ト長嶋町間の下津屋彦左衛門借屋権八、宮町呉服町ト伊勢町間の佐野新右衛門借屋伊兵衛、本重町本町ト長者町間の常瑞寺長屋伝吉、京都大和町斧屋八左衛門方旅宿伝吉が列記されている。これらは三度飛脚の史料（郵政博物館の駅通史料や物流博物館の所蔵資料）には出てこない業者名であり、実態としては名古屋—京都を結ぶ小規模ながら多くの飛脚屋が営業していたものと思われる。

No4も注目される。これは明和3年（1766）に名古屋須賀町の菊屋甚六後家が三河国・遠江国との間で歩行飛脚の営業を始めたが、京都から遠江国へ荷物を運び、また京都へ運ぶついでに名古屋から京都への荷物を集荷しているのだという。まず女主人が人足を使って飛脚屋を営業していたことに感心させられるが、輸送面における発想が合理的であり、驚かされる。

以上の事例からは井野口屋が尾張藩の要路を動かし、同業者の起業と進出を阻止しようとするが、阻止しようとしてもしきれない様子が見て取れる。No16は典型的であり、「歩行荷飛脚」と唱えて名古屋—京都間を往来する者が大勢いると訴えている。これは需要があるから、そうした業者が登場するのであり、井野口屋より飛脚賃も安めに設定されていたのであろう。No24

からわかるように歩行荷飛脚の営業は一過性のものでなく、むしろ常態化していたと言えよう。さらに踏み込んで言えば、井野口屋よりも京都・名古屋の町人からすれば、他の歩行荷飛脚の方が身近な存在であり、また日常風景の一コマであったのであろう。

No2、5、12、14、15、17、27を見ると、井野口屋は尾張藩家老の竹腰家とは昵懇<sup>じっこん</sup>だったようであるが、成瀬家とは関係が親密（鼻葉を利かせられないという意味で）だったとは言えなかったようであり、同業者が井野口屋の荷物を侵食（井野口屋の立場からすると）されると、藩の要路や茶屋役所に訴え出ている。

## おわりに

『飛脚問屋井野口屋記録』を見ることで、尾張徳川家の御用飛脚という限定的ながらも飛脚問屋「井野口屋半左衛門」の業務の一端について示した。尾張徳川家は江戸時代中期・後期に藩設の七里飛脚の制度（名古屋—江戸）<sup>(71)</sup>と民間の飛脚問屋を併用しながら、名古屋と三都との輸送・通信を可能とした。

上方輸送専門の井野口屋は「御用」という権威を楯にすることによって、武家荷物を輸送し、そこへ商人荷物を混載した。つまり「御用」文字の絵符と三つ葉葵紋入りの提灯で宿場の問屋場における人馬継立を円滑ならしめた。

さらには御用を武器に類似業者の萌芽を摘み取ろうとし、競合が経営悪化の要因となることを回避しようとした。だが、そのことに必ずしも成功していない。名古屋と京都間を結んだのが井野口屋だけではなく、他の飛脚業者も輸送ルートを独自に開拓することにより、実は相互に競合しながら並存したというのが経済実態であったからだと考えられる。江戸中期以降の商品経済の沸騰が背景にあったことが指摘できよう。

それだけに井野口屋は上方輸送を独占するために、尾張徳川家の家老竹腰家と昵懇となり、付け届けを怠らず、また各宿場の問屋場へも「会釈金」という形で鼻葉をかがせ続けた。そうした現在まで継承される日本の慣行をベースとしながらも、井野口屋が江戸中期以降、尾張・京都・大坂店を拠点とし、宰領と宿場の取次所と連携し、上方における金融・物流の大動脈の一端を担ったという評価は動かないものと言える。

また宰領飛脚についても通常の店内での奉公人と異なることが改めてわかった。宰領は飛脚問屋と契約を結ぶ個人事業者であるが、仲間を構成しており、飛脚問屋との間で交渉事がある場合は宰領仲間が動いた。井野口屋が経営不振に陥った際、井野口屋の借用証紋に宰領仲間が連印した。これらのことから宰領が井野口屋に対して決して従属的ではなく、経営再建の功績なども考慮すると対等に近い関係であったと言えよう。

今後の課題であるが、井野口屋記録はあくまで尾張徳川家の御用に関する記述が中心のため、商人荷物の受注・輸送の実態を明らかにする上で限界がある。史料的な制約があるものの、そうした点を課題に据えて、今後も井野口屋の得意先の史料に含まれる井野口屋の史料発掘を進

71 藤村潤一郎「東海道尾州七里飛脚について」（日本歴史学会編『日本歴史』475号、1987年）。藤村氏によると、尾州七里飛脚は寛永5年（1628）に最も古い記述が確認できるという。享保8年（1723）に尾張藩から藩士の私的書状については民間の飛脚問屋を利用するようにとの触れが出された。つまり七里飛脚については藩御用に限定された。文政5年（1822）に尾張藩は道中筋改正を実施し、七里飛脚を廃止し、宿場問屋場の人足を利用した宿継制度に改めた。同時に藩士が書状送付に使用していた江戸定日飛脚問屋の水谷与右衛門と上方専門の井野口屋の「御用」契約を取り消し、藩が貸し出した絵符・提灯を取り上げ、帯刀の差免を取り消した。藩は嘉永4年（1851）に七里飛脚制度を復活したが、安政4年（1857）3月に再び廃止した。

める必要がある。

(まきしま たかし 群馬県地域文化研究協議会会員)

【付記】東京都港区の物流博物館の2017年度特別展「飛脚問屋・鳴屋佐右衛門日記の世界」(10月21日～12月10日)において、全2回の講演会(講師は藤村潤一郎と筆者)が11月19日と26日に実施された。本稿は、筆者による第2回講演(交通史学会例会を兼ねた)をベースに論稿化した。この場を借りて、物流博物館、交通史学会、郵政歴史文化研究会の関係者各位に感謝申し上げる。

▼表6 井野口屋の報知した災害情報

No.	災害	発生日	報知日、報知先	場所	巻頁
1	京都出火	延享4年(1747) 11月26日、28日	12月4日、町方へ書き上げ	夜九時半頃、姉ヶ小路西洞院西へ入る南側裏借屋3軒焼失	1巻33頁
2	京都出火	同年11月28日		夜七時半頃、堀川通松原上ル東側2軒焼失	
3	京都出火	同年12月1日	12月7日、町方御役所へ書き上げ	夜四時半頃、京都三条大橋と松の木町間北へ入る上田1丁ほど焼失	
4	京都出火	同年12月5日		昼未上刻、四条北側芝居から出火、芝居3カ所焼失、四条河原へ飛び火、水茶屋3、4軒、大橋と共に焼失、申刻鎮火	
5	京都出火	寛延元年(1748) 8月28日	9月3日、町方御役所へ書き上げ	未中刻、川原町二条上ル町東側から出火、	1巻33、 34頁
6	京都出火	寛延2年(1749) 5月11日	5月17日	酉刻、間之町五条下ル二丁目西側から出火、表2軒、裏8軒焼失、戌刻鎮火、「京都殊之外火事沙汰計リニ御座候」	1巻36、 109頁
7	京都出火	天明8年(1788) 正月晦日		曉七ツ時頃、宮川町二丁目の両替屋から出火、飛脚所も類焼、家3609軒、寺社201カ寺・37カ社が焼失、734人焼死	2巻101、 102頁
8	大坂出火	享和元年(1801) 12月4日	12月6日、錦小路御役所	夜丑刻、雷火のため四天王寺の五重塔、金堂、講堂、六宗堂、食堂など残らず焼失	2巻249、 250頁
9	名古屋出火	文化4年(1807) 3月11日	3月15日、錦小路御役所	朝五ツ時、尾州三ノ丸御殿長屋南から出火、表長屋全焼。向側山際様御長屋へ延焼。成瀬屋敷堀で火止まる	2巻388頁
10	名古屋大雷、出火	文化7年(1810) 7月8日	7月11日、京都錦小路御役所「右之文句二而西洞院へも壱通差上申候」	七ツ時頃「大夕立大神鳴二而」3カ所に落雷、出来町東海寺前から出火、四ツ時過ぎ鎮火	2巻407頁
11	名古屋出火	同年11月26日	12月晦日、錦小路御役所	夜子中刻、名古屋竹屋町から赤塚の間、2町ほど両側焼失、寅刻鎮火	2巻411頁
12	大坂出火	同年11月28日	11月29日、京都錦小路御役所、西洞院	暮れ過ぎ、大坂御堂筋瓦町、亥の刻鎮火	2巻411頁
13	名古屋出火	文化8年(1811) 12月29日	文化9年(1812)、京都錦小路御役所	夜丑中刻、駿河町筋、法花寺町から3町ほど出火、両側焼失、寅中刻鎮火	2巻424頁
14	名古屋出火	文化10年(1813) 2月1日	2月7日、錦小路御役所	申刻、白壁町善光寺筋西へ入ル、南側秋本様御屋敷長屋から出火、(秋本屋敷の)「御本宅」焼失	3巻43頁
15	大坂出火	同年9月2日	9月4日、京都錦小路御役所	夜八ツ時頃、道頓堀中の芝居前から出火、東太左衛門橋、南難波新地野川、西新川半丁まで焼け、3日九ツ時鎮火	3巻51頁
16	名古屋出火	文化11年(1814) 6月26日	6月29日、京都錦小路御役所	曉六ツ時前、御新屋敷蔵王宮前借屋から出火、六ツ時半過ぎ鎮火	3巻59頁
17	大坂出火	同年12月7日	12月9日、京都錦小路御役所	夜八ツ時頃、阿波座中将殿橋詰屋町北へ入る所出火、朝五ツ時鎮火	3巻72頁
18	大坂出火	同年12月8日	12月9日、京都錦小路御役所	夜半の頃、北久太郎町中橋裏屋より出火、朝七ツ時鎮火	3巻72頁
19	垂井宿大火	文化12年(1815) 2月6日	2月7日、同12日、京都錦小路御役所	夜八ツ時頃、垂井宿大火、定宿類焼、下り宰領利助が定日荷物を退避させるも小附2つ焼けた旨を宿継で知らせる	3巻74頁
20	大坂出火	文化13年(1816) 正月25日	正月27日、京都錦小路御役所	夜四ツ時出火、御堂内東北角太鼓矢槽、役所3、4軒焼け、九ツ半鎮火	3巻110頁
21	大坂出火	同年3月23日	3月24日、京都錦小路御役所	朝四ツ時、新うつば新中橋筋西へ入る所から出火、1町ばかり焼失、七ツ時鎮火	3巻112頁
22	大坂出火	文化13年8月14日	8月23日、錦小路御役所	堂島中町渡邊橋筋から壱筋西の辻裏28、29軒焼失	3巻128頁
23	大坂出火	同年8月16日	8月23日、錦小路御役所	夜九時半頃から嶋之内心齋橋筋周防町から出火、南へ八幡筋まで、東へ半町ほど焼失、朝六ツ時鎮火	
24	大坂出火	文化14年(1817) 4月27日	4月28日、京都錦小路御役所	夜前丑の刻、立売堀西二橋南詰め西南角から出火、「徳山御蔵屋敷裏長屋皆々類焼」今朝五ツ時頃鎮火	3巻226頁
25	大坂出火	同年7月2日	7月4日、京都錦小路御役所	夜四ツ時頃、堂島西合羽嶋二丁焼失、3日朝六ツ時頃鎮火	3巻229頁

No.	災害	発生日	報知日、報知先	場所	巻頁
26	大坂出火	同年10月25日	10月26日、京都錦小路御役所	朝五ツ時、南久太郎町三丁目難波橋筋西北角5、6軒焼失、四ツ半時鎮火	3巻232頁
27	大坂出火	同年11月1日	11月2日、京都錦小路御役所	暁丑の刻、安堂町塚筋西へ入南側中程から出火、町家7、8軒焼失、卯の刻鎮火	3巻232頁
28	大坂出火	文化15年(1818)2月19日	2月21日、京都錦小路御役所	夜九ツ半時、道頓堀中之芝居から出火、大西芝居四方、西は蛭子橋まで、南は難波新地、太左衛門橋、明け六ツに鎮火	3巻241頁
29	名古屋出火	文政元年(1818)9月10日	9月13日、京都錦小路御役所	巳ノ中刻、前津小林村のうち「おからね子少下」から出火、午刻鎮火	3巻253頁
30	大坂出火	同年9月16日	9月17日、京都錦小路御役所	暮六ツ半時、内淡路町御祓筋東へ入南側三間ばかり焼失、五ツ時鎮火	
31	大坂出火	文政2年(1819)2月9日	2月10日、京都錦小路御役所	夜戌中刻、御霊社内芝居小屋から出火、御霊筋東側まで、南は淡路町、北は平野町まで焼け、丑刻鎮火	3巻344頁
32	大坂出火	同年閏4月7日	閏4月9日、京都錦小路御役所	夜丑刻、西横堀北久太郎町から出火、長風強く川西へ飛び火、座摩宮焼失、「大坂表申越候二付、御達申上候」	3巻353頁
33	名古屋大地震	同年6月12日		未刻頃大地震、「所々家土蔵等破却」「御屋敷様方土堀、高塀損シ数多く、町々土蔵損し其数不知、京都も同刻限之地震にて同様二損し、誠二前代未聞之事二而、名古屋西北在辺ハ大地震破レ砂を吹出し候」	3巻354頁
34	名古屋出火	同年12月16日	12月24日、京都錦小路御役所	夜子下刻、御黒門屋敷より出火、8、9軒焼失、寅下刻鎮火「名古屋表申越候付、御達申上候」	3巻368、369頁
35	名古屋出火	文政3年(1820)正月17日	正月21日、京都錦小路御役所	夜寅上刻出火、錦屋町西口より東は野中町、法花寺町下御先手組耆組残らず焼失、凡そ鍵数400軒ほど類焼、18日卯刻鎮火	3巻377頁
36	大坂出火	同年2月9日	2月10日、京都錦小路御役所	丑中刻、長堀北詰御堂筋東へ入る所から出火、東は心齋橋、西は佐野屋橋、北は塩町まで焼失、夜寅下刻鎮火	
37	大坂出火	同年3月7日	3月8日、京都錦小路御役所	朝六ツ時、船場伏見町難波橋東へ入る所から出火、五ツ時鎮火	3巻380頁
38	大坂出火	同年8月晦日	9月1日、京都錦小路御役所	暁七ツ半頃、米屋町難波橋から出火、南久太郎町まで、東は難波橋筋まで、西は井池まで焼失、九ツ半頃鎮火	3巻393頁
39	名古屋出火	同年9月27日	10月1日、京都錦小路御役所	夜丑中刻、納屋町通り伝馬町橋下ル所から出火、南側2町ほど焼失、夜寅下刻鎮火	3巻396頁
40	名古屋出火	同年10月16日	10月23日、京都錦小路御役所	夜戌中刻、成瀬様中屋敷から出火、犬山通役所1軒焼失、戌下刻鎮火	3巻399頁
41	大坂出火	文政4年(1821)2月10日	2月12日、京都錦小路御役所	夜丑刻頃、大宝寺町竹屋町西へ入る北側から出火、家数半町ばかり焼け、11日暁卯刻鎮火	4巻8頁
42	京都出火	同年3月11日	3月12日、京都錦小路御役所	朝、伏見御屋敷より1町半程東の町家3軒焼失	4巻10頁
43	名古屋出火	同年4月22日	4月25日、京都錦小路御役所	申上刻頃出火、大曾根坂の上、八幡前成瀬隼人正下屋敷の家中より出火、3軒焼失、小借屋6、7軒焼失、申下刻鎮火	4巻11、12頁
44	名古屋出火	同年10月24日	10月28日、京都錦小路御役所	西下刻、新馬場大津様御屋敷長屋から出火、戌中刻鎮火	4巻23頁
45	名古屋出火	文政5年(1822)正月28日	2月2日、京都錦小路御役所	昼半頃出火、七ツ時鎮火、前津の内御組屋敷町家共凡そ50軒焼失、「付火二而廿四才ニ相成候女二而当日相知レ申候」	4巻32頁
46	大坂出火	同年8月4日	8月6日、京都錦小路御役所	酉刻、御堂筋北道修町東西南北2町ほど焼失、亥刻鎮火	4巻38頁
47	大坂出火	同年8月7日	8月8日、京都錦小路御役所	亥刻、天満堀川橋西詰北西角から出火、寅刻鎮火	
48	名古屋出火	同年8月4日	8月9日、京都錦小路御役所	夜寅刻頃、置狭間の両側3町ばかり焼失、卯刻鎮火	4巻38頁
49	名古屋出火	同年8月14日	8月20日、京都錦小路御役所	亥上刻頃、本町通橋町大西前より出火、両方へ1丁ほど焼失、丑中刻鎮火	

No.	災害	発生日	報知日、報知先	場所	巻頁
50	名古屋出火	文政6年(1823) 3月24日	3月28日、京都錦小路御役所	巳中刻、十軒長屋から出火、乾(北西)へ延焼、千代町本丸御組屋敷内、御先手御組屋敷内焼失、北は長円寺前の町まで焼失、午中刻鎮火	4巻155頁
51	名古屋出火	同年4月2日	4月6日、京都錦小路御役所	巳下刻、長者町一丁目東側中程、内町肝煎茂吉方から出火、半焼で即刻鎮火	
52	大坂出火	文政6年(1823) 8月29日	9月3日、京都錦小路御役所	夜亥下刻頃、道頓堀下大和橋南詰両側、東西へ13、4軒焼失、卯上刻鎮火	4巻174頁
53	名古屋出火	同年9月20日	9月24日、京都錦小路御役所	申刻、巾下万松寺中筋出火、家数15、6軒焼失、酉刻鎮火	4巻175頁
54	京都出火	同年11月15日	記載なし	夜酉中刻頃、東本願寺台所から出火、御屋形向、諸堂残らず焼失、丑刻頃鎮火、同寺御門主、東山大谷へ避難	4巻184頁
55	名古屋出火	同年12月8日	12月13日、京都錦小路御役所	申刻頃、西新町鈴木様の御屋敷1軒焼失	4巻186頁
56	名古屋出火	同年12月晦日	文政7年正月、京都錦小路御役所	暁卯刻頃、西夷子町等輪寺裏町家から出火、14、5軒焼失、卯中刻過ぎ鎮火	4巻193頁
57	大坂出火	文政7年(1824) 4月28日	5月2日、京都錦小路御役所	亥刻、博労町東堀北へ入る浜納屋から出火、29日午刻鎮火	4巻197頁
58	名古屋出火	同年8月3日	8月8日、京都錦小路御役所	夜七ツ時頃巾下新道海福寺前町家5、6軒ほど焼失	4巻208頁
59	名古屋出火	文政8年(1825) 3月22日	3月27日、京都錦小路御役所	午中刻、古渡り渡邊半蔵御下屋敷から出火、未刻鎮火	4巻227頁
60	名古屋出火	同年3月26日	3月晦日、京都錦小路御役所	未刻、広井八切南の方水車西町家から出火、小借屋13、4軒焼失、申中刻鎮火	
61	名古屋出火	同年7月18日	7月23日、京都錦小路御役所	夕刻、白壁町久仙筋行当り辻番の隣り御屋敷1軒焼失、直ちに鎮火	4巻243頁
62	大坂出火	同年11月1日	11月4日、京都錦小路御役所	亥刻、南堀江四丁目亀井橋南西詰浜納屋から出火、寅刻鎮火	4巻254頁
63	名古屋出火	文政9年(1826) 3月11日	3月16日、京都錦小路御役所	夜丑下刻、魚之棚本町東へ入る南側中程間屋次郎左衛門の裏小座敷から出火、土蔵4カ所焼失、12日卯半刻鎮火	4巻265頁
64	大坂出火	同年4月26日	4月28日、京都錦小路御役所	夜酉半刻、式ツ井戸から出火、高津新地1丁四方焼失、27日暁卯刻鎮火	4巻269頁
65	名古屋出火	同年6月26日	6月晦日、京都錦小路御役所	夜四ツ時頃、巾下本通り江川より西へ江戸屋筋まで両側1町焼失、丑刻鎮火	4巻275頁
66	大坂出火	同年11月5日	11月6日、京都錦小路御役所	暁七ツ時分、阿波座解舟町西横堀西へ入る所から出火、2丁四方焼失、朝五ツ時頃鎮火	4巻284頁
67	名古屋出火	同年12月14日	12月22日、京都錦小路御役所	夜東杉村のうち寺の門前家2軒焼失、早速鎮火	4巻288頁
68	大坂出火	文政10年(1827) 2月5日	2月6日、京都錦小路御役所	夜六ツ時半、道頓堀角芝居より出火、難波新地残らず焼失	4巻297頁
69	大坂出火	同年2月23日	2月24日、京都錦小路御役所	夜丑刻頃、大宝寺町中橋筋北へ入る東側から出火、1丁四方焼失、暁卯刻鎮火	4巻298頁
70	大坂出火	同年4月5日	4月6日、京都錦小路御役所	東八ツ半頃、南堀江高木屋橋東入る南側3、4軒焼失	4巻302頁
71	大坂出火	同年6月1日	6月2日、京都錦小路御役所	夜八ツ時頃、南御堂のうち鐘樓堂から出火、長屋残らず焼失、暁卯刻鎮火	4巻308頁
72	大坂出火	同年6月4日	6月4日、京都錦小路御役所	八ツ半頃、嶋之内八百屋町通大宝寺町南へ入る西側から出火、南西へ5、6軒焼失	4巻308、309頁
73	名古屋出火	同年8月21日	8月27日、京都錦小路御役所	午刻頃、鐘木町坂下町西南角御屋敷から出火、長屋1軒焼失、早速鎮火	4巻315頁
74	大坂出火	同年10月11日	10月12日、京都錦小路御役所	夜八ツ半頃、江戸堀五丁目大目橋から出火、東西1丁半、南北1丁焼失、明六ツ時鎮火	4巻316頁
75	大坂出火 (大塩の乱)	天保8年(1837) 2月19日	2月21日付、発信元は「大坂飛脚所」	辰下刻、東天満権現様北手与力町から出火、東天満辺焼失、天満橋落ち、天神橋九分焼け落ち、船場へ火移り、天満宮焼失、鴻池善右衛門居宅・土蔵焼け落ち、町数110丁ほど焼失、牢屋敷焼失、2月26日、和州竹之内にて切腹、大塩平八郎、同格之助、近藤梶五郎など	4巻492、493頁

▼表7 井野口屋記録に記載の飛脚・飛脚問屋

No.	年月日	願いの趣旨	巻・頁
1	延享2年（1745）11月	名古屋伝馬町小嶋権兵衛が京都河原町三条下ル町の奈良屋茂兵衛を出店とし、その看板に「尾州宮飛脚」と書き記した看板を掲げる。1カ月九斎ずつの出日板行などを配る。家々へ荷物を取り集めに回り、京都から荷物を差し下した。ほかに「歩行荷物飛脚」と名付けて駄荷にして往来する業者として橘町裏町の古道具屋善蔵借屋忠兵衛、伝馬町長者町ト長嶋町間の下津屋彦左衛門借屋権八、宮町呉服町ト伊勢町間の佐野新右衛門借屋伊兵衛、本重町本町ト長者町間の常瑞寺長屋伝吉、京都大和町斧屋八左衛門方旅宿茶碗屋徳兵衛が列記されている。	1巻25頁
2	宝暦8年（1758）	成瀬隼人正御蔵屋敷美濃屋庄兵衛と長者町四丁目の檢物屋長兵衛が飛脚問屋の件で藩へ願ひ出る。	2巻22頁
3	明和2年（1765）5月	井野口屋は、成瀬隼人正の絵符により「歩行荷通ひ仕候者」が名古屋と京都を往来しているが、この者たちから御用を務めたいと願ひがあった場合、井野口屋1人で務めたいと願ひ出る。	1巻172、173頁
4	明和3年（1766）6月	名古屋須賀町の菊屋甚六後家が「三州・遠州歩行飛脚」を近年始めたが、遠州の「紫染」が京都の染めより良質のため、京都から遠州へ染めの荷物を下し、また京都へ戻したが、「地色」が悪化した。そのため、遠州から菊屋を経由して「歩行飛脚」を京都へ送るようになった。井野口屋は菊屋の歩行飛脚を差し止めるように藩へ願ひ出る。	1巻173頁
5	同年7月	杉之町の亀屋治助が銀10枚の冥加を差し上げる代わりに絵符を頂戴して、成瀬隼人正御蔵屋敷の御用飛脚を務めたいと願ひ出る。	1巻175頁
6	明和9年（1772）9月	9月26日、井野口屋は歩行荷飛脚差し止めの願ひを提出したが、飛脚の名前と荷物駄数がわかれば、達しを出すとの返答だったため、井野口屋は石薬師宿で歩行荷飛脚の名前と駄数を帳面に写した後、10月16日に改めて差し止め願ひを出した。	1巻193頁
7	天明3年（1783）	名古屋益屋町沢屋利右衛門が弟吉左衛門を願ひ主にして「光相院様御殿飛脚所」を願ひ出た。井野口屋では竹腰家に手を回し、許可されないように運動した。	2巻22頁
8	天明7年（1787）正月	名古屋鍋屋町小倉屋小八郎が井野口屋の出日以外の15度で京大坂飛脚を差し立てたい旨を願ひ出る。No7の沢屋利右衛門から京都からの下り荷物は井野口屋、上り荷物を沢屋に任せてもらえれば、小倉屋の願ひを叶わないようにするとの申し出がある。	2巻52、53頁
9	寛政2年（1790）8月	宰領与三郎事八百屋与左衛門が駿河飛脚を願ひ出る。願ひの趣旨は次の通り。これまでは道中筋送り状に駄賃を添えて送っていたが、馬士が勝手に自身宅に預かり置くこともあり、また荷物付け替えを待つために延引してしまう。宰領のいない荷物は自然と粗末に扱われてしまい、濡れ損害も多く、商人が迷惑している。ついでには惣荷主代として確かな者を1人付けて送り、駄賃も定めの通りに支払う…もし許可されれば、御評定所近くで火災があった場合、火消人足50人を差し出してお役に立ちます、というもの。町方御役所で吟味し、許可しようとしたところ、与左衛門方では「絵符を用いることができれば、長く渡世できないので、願ひ書きを下げ渡してくれるように願ひ出た。	2巻122、123頁
10	寛政8年（1796）10月	江川町亀甲屋善右衛門が京大坂一信州の飛脚を始めたいので、名古屋に「中取会所」を立てたい旨を願ひ出る。中取会所を経由して、信州一上方の荷物を輸送しようとした。井野口屋は「京大坂分信州表之荷物之儀ハ、登り方荷物ハ御当地之信州問屋へ受取差登せ申候、下り方荷物之儀ハ当着之砌夫々名前之間屋く江相届」と反対する。	2巻153頁
11	寛政9年（1797）12月15日	お目見え願ひの儀。亀甲屋源兵衛、沢屋利右衛門、井野口屋半左衛門、飛脚問屋与右衛門（江戸定日飛脚問屋、水谷与右衛門）、大野屋清右衛門、車屋吉兵衛、米屋助七の連名。寛政10年に年頭目見得の件で1日朝五ツ時に出頭するようこの廻章。上記はいずれも飛脚問屋と思われる。	2巻236、237頁
12	文化6年（1809）7月	先年、尾張藩家老成瀬隼人正の犬山産物会所を設立したが、松下屋又蔵が七間町西側へ店を出して飛脚荷物を取り集めた。京都に引受人がいなかったため、寄り荷物もなくなり、次第に衰微となり、半年ばかりで店仕舞となった。	2巻399頁
13	文化9年（1812）9月8日	名古屋本町七丁目浅野屋次兵衛、京都四条通高倉東へ入町北側借家美濃屋平兵衛の両人が「九里半廻し会所」を取り立てたいと、尾州平嶋村林蔵を介して茶屋手代宮城嘉右衛門へ願ひ出る。林蔵が上京し、九里半廻し実現のため、運動するが、井野口屋は九里半廻しに関わることを断る。	2巻429頁
14	文化10年（1813）8月	成瀬家から犬山産物会所の差し立てによる「九里半廻し」が井野口屋に影響がないかと尋ねがある。井野口屋は、九里半廻しの引受人らが心得違いをして、これまで井野口屋方で取り扱っていた荷物を集めて発送した場合は「自私方飛脚差響二も相成候」と茶屋家を介して成瀬家へ回答する。	3巻50頁

No.	年月日	願いの趣旨	巻・頁
15	同年11月4日	犬山産物会所の九里半廻しを請け負っている浅野治兵衛、沢屋平兵衛、平嶋林蔵の3人から松下屋文蔵(犬山産物会所責任者)に願いがあったことを受け、井野口屋ではNo.14の趣旨に触れた上で、「追々私方得意方之荷物多分ニ取集メ上下仕候」と茶屋役所に事情を訴える。	3巻63頁
16	文化10年11月18日	井野口は、この頃「歩行荷飛脚」と唱えて道中馬荷物1、2駄、歩行荷物2、3駄ほど1人ずつ上下往来する者が大勢いるため、「追々私方荷物相減必至与難渋」と訴える。藩より井野口屋以外に「近来御家中ニ而絵符借受御家中之荷物之振ニいたし、京都道中筋掠通候者有之」「歩行荷飛脚与申立、追々商人荷物請負令往来候紋者も有之」ため、禁止する触れが出される。	3巻67頁
17	文化15年(1818)正月	井野口屋は、犬山産物会所の産物を名古屋から江戸へ1カ月六斎を認めてもらえば、荷物1駄に付き銀10匁を上納すると願い出る。犬山産物とは言うものの、実のところは京都・大坂で仕入れた呉服物・小間物類であって現地とは関係なく、京大坂から江戸表へと送るのに、これまで商荷飛脚へ差し出したから賃銀も高値で延引となった。井野口屋では1カ月30駄であれば、片道のみ年50両余で勤めるので御勘考をと成瀬家に願う。	3巻237頁
18	文政2年(1819)閏4月5日	名古屋本町十一丁目の遠島由兵衛が「江州彦根并近江路飛脚」を認められたが、町御役所に宛てて井野口屋では差しさわりのがあるので再考を請う願い書きを内々に提出する。井野口屋の願いが通り、遠島由兵衛の飛脚業が禁じられる。	3巻353頁
19	同年11月25日	越前屋五兵衛の和州飛脚賃銭附之事。小封状12文、大封状20文、両方とも店走り48文	3巻366頁
20	文政3年(1820)8月13日	名古屋新川治平、倅岩蔵が京都富小路四条上ル西側尾張屋たみ方に寄宿し、荷物を取り集め、「山井様御用荷物」と偽って道中筋を通行したため、西堀川高辻植村藤右衛門、六角高倉西へ入近江屋多兵衛、麩屋町六角下ル淀屋権兵衛、烏丸夷川上ル光紅屋忠兵衛、寺町二条上ル大坂屋伊兵衛、烏丸高辻上ル初田伴蔵、綾小路烏丸東へ入近江屋利兵衛ら7軒が勘考を願い出る。井野口屋半左衛門も奥書で勘考を「中 定右衛門様」宛てに願う。	3巻267、 268頁
21	文政4年(1821)12月	京都御幸町三条上ル所助七が諸商人飛脚荷物を取り扱い、持ち下り、名古屋長者町八幡屋八郎兵衛方にて荷物を切り解き、それぞれ「名前の方」(宛先)へ届けている。また、新川京屋治平、倅岩蔵、東枇杷嶋彦右衛門、日置村弥七、門前町常盤屋太吉の5人が玉屋町釣屋庄治郎方で荷物を受け取り、「名前の方」へ届けている。市下柳町の治平、九左衛門、政蔵の3人も京都・名古屋で荷物を集めて取りさばいている。	4巻28頁
22	文政5年(1822)6月	尾張藩から江戸定日飛脚問屋吉田四郎左衛門、水谷与右衛門に対し、道中の儀改正のため渡してある絵符・提灯を引き揚げると言い渡す。今後は道中宰領の者も帯刀してはならないとする。	4巻74頁
23	文政7年(1824)7月	八百屋町吉兵衛借家治平が名古屋一奈良・泉州堺への飛脚はこれまで三度飛脚に頼んでいたが、京都經由だから日数も12日余分にかかり、急ぎの商売には都合だとした上で、治平は奈良に懇意の者、堺には親戚の者がいるので1カ月に書状出日3日ずつ定めて飛脚を務めたいとする。山田飛脚、大垣飛脚、三州飛脚同様の姿に御免下されるよう願い出る。	4巻207頁
24	文政8年(1825)2月	商人荷物を集めて京都一名古屋を上下往来する者が多くいる。触れ流しの年月が記されており、享保9年9月、安永3年正月、寛政8年2月、文化11年11月、文化13年11月の5度に亘る。市下柴町林蔵、市下新川治平、同岩蔵、東枇杷嶋彦右衛門、上宿九左衛門、門前町太吉、下茶屋町弥吉、長者町三丁目利吉を列記は、いずれも富小路四条上ル町尾張屋平蔵方に止宿し、荷物を名古屋へ下している。利吉は井野口屋の元宰領。	3巻292頁
25	同年5月27日	越後屋五市が井野口屋宛てに和州山村御殿行き賃銭の引札を出す。金子入り1両まで並64文、日着180文。銀500目まで並100文、日着248文。	4巻238頁
26	文政9年(1826)4月	上長者町三丁目利吉(元井野口屋宰領)が「飛脚躰之儀相企度不実之工々私方之得意先へ相廻り、荷物之多少ニよらず請取」京都・大坂間を往来しているため、井野口屋が差し止めを願い出る。	3巻322頁
27	文政13年(1830)9月	犬山の杉下九郎兵衛宛ての荷物・添え状で、名古屋まで井野口屋が運び、名古屋から「万清次」と印があるため、井野口屋が犬山飛脚万屋清次に誰が認めたのか問い合わせたところ、犬山表へ来た「忠蔵」が認めたとの回答を得る。このことを井野口屋は「中御屋敷御勘定書」へ申し上げる。	4巻418頁
28	同年11月23日	9月12日、京都錦小路御役所から「登り紙封状」1つを長崎飛脚井筒屋基兵衛へ飛脚で差し立てたが、返事が来ないため、井野口屋に問い合わせがある。井野口屋は井筒屋に問い合わせたところ、井筒屋から同17日に先方に届けた旨の回答を得る。	4巻419頁